

とおるところでございます。

また、建設事務所につきましてもお触れになりましたが、一般に分割基準となります従業者数は、勤務の実態等を踏まえまして、その事務所などに勤務すべき者でありまして、その事務所等が給与支払いなどを受ける者の数を基本として算定することとされておりまして、建設工事に係る現場事務所等についてもこの取り扱いによって計算を行うこととしております。

しかしながら、御指摘ございましたように、いずれにせよ今後とも事業税の課税が事業活動の実態をあらわしているかどうかにつきまして絶えず検証、吟味を行いまして、税源帰属の適正化が図られるよう十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○小山崎男君 かなり世の中も動いていると思えますし、また今の建設事業等については給与の支払というのが基準になっているようですが、必ずしも今の支所とか出張所から給与が出ていない、いわゆる本社直属というような職員もかなりいるようでございますので、ぜひ実情をいろいろの業種についてやっばりお調べいただいて、この最後の改正からもう十年たっているわけですので、適正な課税について御配慮いただきたいというふうに思うわけでございます。

あわせて、法人事業税の外形標準課税について、既に質問も出ているようでございますが、若干ダブルかと思いますが、よろしく願いたいと思います。

この外形標準課税の問題につきましては、もう三十年も前からいろいろの論議が呼ばれているところでございますし、平成十年度の税制改正答申でも、そろそろ法人事業税については外形標準課税を導入する時期ではないかと考えるというようなことで言われているわけでございまして、いずれにしましても、行政サービスを受けるという意味では、地方法人が存在すること自体が既に行政サービスの対象としてかなりかかっているということもございしますので、ぜひ早急な検討をお願い

したいというふうに思いますが、自治大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(上杉弘道) 御案内のとおり、委員はもう地方の行政経験豊富な方でありまして、御承知でございますが、事業税につきましては、従来より、事業が地方団体から受ける行政サービスに必要な経費については分担をしていただく、この基本的な考え方に基きまして、事業の規模や活動量を示す外形基準によりまして課税することが望ましいとされておるところでございます。もっと平たく言いますと、赤字法人でありまして行政サービスは受けておるわけでございまして、そのことに対する考え方をきちっとするということであれば、赤字法人からも税金はいただく、応分の負担はいただく、こういうことでございます。

地方法人課税の今後のそのようなあり方につきましては、昨年末の政府税制調査会の答申におきましてもこう記されておるわけでございます。『地方の法人課税については、平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要』と、このようにされておるわけでございまして、今後とも政府税制調査会の場でこれは検討されていかれるものと思っております。

事業税の外形基準の導入についてでございますが、具体的な外形基準のあり方や税負担の変動など、なお検討すべき課題もございまして、都道府県の税収の安定化に資する等の意義もありますことから、自治省といましてはその実現に向けてまして努力を重ねてまいる所存でございます。

今後、政府税制調査会等の場で広く各界各層に御議論をいただきまして、大方の理解が得られますようにさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○小山崎男君 ぜひ、実のある検討をしていただいて実現方をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

次に、いわゆる世間で一般に共同税というよう

なことが言われております。また、国税と徴税機関を一本化したらどうかというような話も出ておりますし、大蔵省主税局、国税庁の分離を図って、徴税機関を地方のいわゆる徴税も含めて一本化したらどうかという意見もあるわけでございまして、まず最初に、共同税の考え方、あるいは各国、ドイツあたりでは共同税ということをやられているようですが、その辺の状況をおわかりになりましたらお願いしたいと思います。

○政府委員(成瀬孝孝) ドイツにおいては統治構造が連邦、州、市町村という三段階になっておりますけれども、このドイツの共同税は所得税、それから法人税、それから売上税、付加価値税でございまして、これを共同税として州が賦課徴収し、連邦、州、所得税に付しましてはさらに市町村にも配分する、徴収を州がやっておる共同税というところでこの三つの税目についてそういうシステムがとられております。

そこで、こうしたドイツにおいて実施されておりますような共同税方式を日本においても導入したかどうかという点については、お尋ねかと思えますが、御案内のように、ドイツは連邦国家でございまして、中央政府と地方政府の関係が日本と全く異なっております。したがって、そうした統治構造が違う仕組みの中で現時点におきまして我が国にそのまま導入した方式を導入していくということにはさまざまな課題があるのではないかと、いうふうに思っております。

しかしながら、今後我が国におきまして地方分権を推進し、国、地方を通ずる財政のあり方を考えるに当たりまして、地方団体が国税と地方税を共同税として徴収し、地方のニーズに合った行政を進めるために必要な地方の財源を確保するといったような御提案であれば、将来地方分権の推進を検討するに際しましての一つの貴重な御提案になるものと考えております。

○小山崎男君 国税との関係もあるわけでございしますが、今申し上げましたような形で地方税、国税のいわゆる徴税機関の一本化というようにな

が言われているところもあるわけでございしますが、そういうことについてあらゆる税目を徴税機関一本でどう考えるのか、見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(上杉弘道) 国税と地方税は仕組みというが中身が違っていてございまして、国税の場合には大づかみで申告制によって税を徴収する、地方税は見つけて歩きながらそれを集める、細かな税を集めるという、おのずとそこにはその苦勞、自主性とか自立性に向けて大切に国民の皆さんから集めた浄財を使うという、国も地方も変わりございせんが、そのような税の仕組みでありますとか徴収の基本的な中身の違いもありますから、一本化でやるというのは、勢いそこへ行き着くというのは非常に難しいと、こういう気持ちがあるわけでございます。

しかし、徴税コストを切り下げるとか合理的に税を徴収するということになれば、それは委員の御提案については否定をするものでもございませぬし、全く同感でございます。

しかし、今後どのように国税と地方税の整合性を持たせてそこへ行き着くかということについては慎重の上にも慎重に検討しなければならぬのではないかと、このように考えております。

○小山崎男君 私もそういうことがいいということとを申し上げているわけではないわけでございまして、いろいろの意見が今ある、それについての自治省の見解というものを聞きしたかったというところでございまして。

ただ、地方公共団体としてやっばりサービスと負担というのが直結するということが必要であらうというふうに思えますし、また各団体によって税率が異なってくるということも当然は認めざるべきだということに思うわけでございまして、必ずしも徴税機関の一本化というのが本当にいいのかどうかというのはまだ疑問があるというふうに私も思っているわけでございまして。

ただ、徴税費の経費の削減というふうな意味で

は、場合によってはできる税目もあるのかなという感じもします。そういう意味で、今の共同税なりあるいは徴収機関の一本化なりについてもやっぱり検討だけはしていただきたいというふうに思っている次第ですが、これは税務局長にお尋ねします。

○政府委員(成瀬宣孝君) この一本化、一元化の問題につきましては基本的な考え方はただいま大臣から御説明がありましたとおりかと思えます。ちよつと参考になろうかと思えますので、この問題につきましては、昨年末の行政改革会議の最終報告におきまして、この一元化の問題については、地方自治との関係、国、地方を通ずる税制のあり方を踏まえ、今後検討していくというふうにされているところでございます。

もう申すまでもないことでございますけれども、地方税は地方公共団体の歳入の基幹となるものであります。地方自治の責任ある運営を保障するものであります。地方公共団体がその課税権に基づき、それぞれの議会で制定された税条例をもとにみずから地方税を賦課徴収し、それによって住民へ行政サービスを提供することが自治の基本かと思えます。

また、地方公共団体が歳入をみずからの努力により確保することによりまして、より厳しい財政運営が求められ、また住民の地方行政に対する関心もより高まるものと考えております。

したがって、徴収一元化の問題につきましまして、こうした地方自治の本旨あるいは地方公共団体の課税自主権などについて十分に配慮しながら検討を重ねていくべき問題であるというふうに認識いたしております。

○小山峰男君 次に、地価税等特別措置の関係でお伺いをしたいというふうに思っています。

この整理合理化等につきましては自治省におかれても常々努力をされているというふうに思っておりますが、当然その税制の簡素化を図るというような立場あるいは特定業者の優遇策とならないようにするため、そういうためにもその効果や政

策目的の達成度あるいは利用者の利便性などの観点から絶えず見直していく必要があるというふうな思っているところでございます。

また、一方、新たな政策目標等につきましましては積極的に対応を図ってほしいというふうに思っているわけでございますが、私はやっぱり日本の今後の課題としては環境問題だろうというふうに思っております。

当面具体論として若干お聞きしたいわけでございますが、低公害車、電気自動車とかあるいはハイブリッド自動車とかいろいろの低公害車があるわけでございますが、現在、若干その控除率、控除という通常の税率より安くしているという面があるかと思いますが、その実情についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(成瀬宣孝君) 現在、環境対策の観点から、電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車につきましまして、その普及を促進するため、自動車取得税の税率を二・四％軽減する特別措置を講じているところでございます。そうした中、今回の平成十年度の改正におきましては、環境対策の観点からハイブリッド自動車につきましまして、バス、トラックにつきましましては二・四％、その他の自動車につきましましては二％、それぞれ自動車取得税の税率を軽減する特別措置を講じることとしたものでございます。環境対策の観点から行うこととしておられるわけでありましても、これにより、自動車の取得時における負担は大幅に軽減されることになると思われますので、当面の普及促進策としては相当の効果を持ち得るものではないかというふうに考えております。

○小山峰男君 一応の対応はなされているというお話でございますが、私は、やっぱり地球温暖化というような問題を考えると、地方税だけの問題ではないわけでございますが、この程度のいわゆる軽減ではまだまだ足りないだろうというふうに思っているわけでございます。CO₂の付加をしている人たちにはやっぱりそれなりの対応をとる必要があるというふうに思っております。

世上、炭素税というような話が出てきておりますが、これは今後かなりまた検討しなければならぬ問題だろうと思いますが、一方、そういうものに寄与するものについては積極的に対応していくことが必要だろうと。国税でありまして自動車重量税とかそういうものも含めて、やっぱり日本の車は全部もうハイブリッドか電気自動車かぐらいの対応をしないと本当に京都会議の削減も実現してこないだろうというふうに思っております。今後この二・四とかそういう数字じやなくして少なくとも全廃するぐらいの対応をしてほしいというふうに思っております。

具体的にこの削減で実際にどの程度の額が出ていくかというのをちよつと教えていただきたいと思えます。

○政府委員(成瀬宣孝君) 現行制度によりまして軽減による負担の軽減額でございますけれども、電気自動車につきましましては、これは平成八年度の数字でございますが九百万円、天然ガス自動車につきましましては三千五百万円、メタノール自動車につきましましては四百万円といったところでございます。

○小山峰男君 今の数字を聞きますと、全体の中では非常に少ない額だということに思うわけでございまして、本当にこういうものを普及させるためにはどうも余り役に立っていないかなというふうに思うわけでございます。今後地球環境という問題の中で、この問題だけではないわけですが、ぜひ検討いただきたいというふうに思っております。税の問題は以上ですが、財政問題についてこれからお聞きしたいと思います。

これもお話がいろいろ出ているようでございしますが、私、交付税は地方公共団体の自主財源だというふうに言われておられるわけでございまして、そういう意味では今のこのシステム、一般会計で予算化して交付税特会へ入るといふようなシステムというのはやっぱりおかしいのではないかというふうに思っております。交付税特別会計へ直入

すべきだろうと。今度の国鉄清算事業団の赤字あるいは国有林野の赤字等に対するいわゆるたばこ消費税の問題もそうですが、ああいうのは少なくとも直入という形で行われるわけでございまして、地方公共団体の固有の財源であるという考え方に立てば当然交付税特会直入ということになるだろうというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(上杉弘君) 交付税の特会への直入については全く同感でございます。

私は、今年度の大蔵との折衝に当たりまして、地方公共団体の固有財源である、このような見地から地方交付税の性格もまた明確にする必要性もございまして、予算編成に当たりまして、本年度地方交付税の概算要求に当たりまして直入を強く要求したところでございます。しかしながら、国の一般会計において主要税目の状況を一覽性ある姿で示せなくなる、このような姿勢で、これが国庫当局との合意を見るに至らなかったところでございます。

しかし、委員御指摘のように今回のたばこ税等の直入等で見ますれば、直入に対する一つの考え方というものは少し弱まって、自治省の要求というものは受け入れられる環境が整いつつあるのかなと、こういう気持ちも私はいたしておるところでございます。

地方分権推進委員会の勧告においても、こうした問題点を踏まえてさらに検討していく必要があるとされておまして、今後ともその実現に向けて委員御指摘のとおり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○小山峰男君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、地財対策の関係でお聞きしますが、毎年、予算編成後、地財対策をどうするかというようなお話で大変自治省も苦労されているというふうに思いますが、現在のこの交付税特会の借入金状況、また、その中で国へ貸している分、国から将来的に負担してもらう分、その辺の状況を御

国の景気対策も何年も同じパターンを繰り返してきていて、一方に公共事業等の事業の促進があるという形で、地方へ行くと、地方も減税あるいは公共事業、単独事業含めて裏負担は起債で面倒を見て、それをまた交付税で見るとパターンが何年あるいは何十年と繰り返されているわけですが、私も残念ながらこれにかわるような方策が見つかりませんが、何か知恵が自治省としてわかないのかという気もいたしますが、その辺どうでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) ちよっと今の委員の御指摘に若干私どもで説明をさせていただきますと思います。

今の減税にしろあるいは公共事業の追加の場合の地方債にしろ、元利償還を後年度交付税に算入するという措置は、地方財政の中では交付税特会の中の話というよりはむしろその前に地方財政計画の中でそれをどう扱うか、その中で今申し上げたような減税分とかあるいは公共事業追加とかといったものを含めておおよそ公債費というのを地方財政計画の歳出にどういうふうにして、それを前提にして地財の収支を見込んで財源をどう確保するかという問題でございまして、交付税特会の中で最初から頭を決まっただ中で押し込んでやりくりをするというそういう性格のものではないわけでありまして、まず地財計画の段階で公債費をきちんと見込むと。それを前提にして収入を見込んでそれで収支がどうなるかというのを考えた上で、それではその毎年度の交付税の総額が幾らなければ地方財政の収支が償われないかといったようなことを考えて交付税の総額が決まると、その決まった交付税をどう要するに計算していくかというその歳出、需要の計算の中に今の公債費を織り込んでいくことであるので、そこ、そこ、そこは交付税の総額の確保というところがまず前提になっておった上で計算方法になっているというところはぜひとも御理解をいただきたいと思いま

す。

確かに、今後どういうふうな対応をしなければいいの、率直なところ特別これまでと違った形の財源調達なりあるいは財源計算の方法を今私ども直ちに考えておるわけではございませんが、いずれにしても国も地方も非常に財政が厳しく、歳入に限度があるというものがまず大前提であり、その中で、いろいろな対応をしながら、やはり毎年度の財政運営に支障が出ないように、ということ、これを最大の課題として取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○小山崎男君 また何かいい知恵を出してほしいと思いますと、これから国がどういう形で景気対策を打ち出されるかということもあるわけですが、いずれにしても箱物中心の公共事業というものはもうある程度やめてほしいというふうに思っております。だから、建設公債だ、赤字公債だという問題も若干あるわけですが、できるだけソフトな面あるいは今までは非公債と言われていたような事業についても配慮をさせていただくということが大変大事だというふうに思っていますので、自治省としてもよろしくお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○魚住裕一郎君 公明の魚住裕一郎でございます。

現在平成十年度予算審議の真っ最中であり、財政構造改革法の関係で、アフレ予算だということ、今の景気状況に照らしていかかものか、欠陥予算ではないかという指摘が多くなされております。そんな中で、与党の中で景気対策が新聞紙上にも出ているわけですが、例えば今審議しておりますこの法案の中において、交付税特別会計における借入金償還方法を変更するということもございまして、要するにこの集中期間においてそれを延ばして先に持っていくというようにございまして、今この

財政構造改革法を改正して目標年次を二年延長するよとか、そういうことも議論されております中、それがいかなる影響を及ぼすのか、その点について所見をいただきたいと思えます。

予算審議における総理の答弁は、与党の経済対策等については重く受けとめるというような表現しか言っておりませんけれども、しかしやはりこの地方財政に大きく影響するところ、ございまして、勉強中とか検討中とか言わないで、勉強家であられます自治大臣の御所見をお教えいただきたいと思えます。

○国務大臣(上杉弘君) まことに繰り返して申しわけないんですが、今回の大型補正等についての一つの決定というか、それは政府・与党の間の形ではございまして、与党三党における協議の結果、そういうものが判断として決定という結論を求められたと。まだ私、閣僚会議あるいは閣僚懇談会ございまして、政府と与党が一緒になつて、この問題があったのは、与党からこういう経過によってこういう結論を得たという報告があっただけでございまして、それに基づく政府としての協議、論議というものはまだなされておられません。したがって、総理のたびたびの答弁にもありますように、与党としての提案を重く受けとめて、今後どう対応するかというのがあるわけでございますが、我々としては、与党提案案をあらゆる角度から検討をし、勉強してまいりたいというのが我々の今の政府としての姿勢であらうかと思えます。

景気対策をやるとするならば切れない予算と念じておりましたが、暫定予算が必至となり、極めて残念に思いますけれども、国民に対しては国民生活に切れない予算執行ができ、また行政の推進ができますように、新年度提案をいたしております予算を一日も早く上げていただく、また予算が執行できますには関連法案があるわけでございます、その関連法案を上げていただくというところに我々は全力を傾けて努力をしなければならぬ、このように考えておるわけでございます。

して、この点については御理解をいただきたいと思えます。

○魚住裕一郎君 自治大臣の現時点における姿勢という点等はわかりました。ただ、ここから先は予想ということになりますが、万が一その目標年次が二年先送りになった場合、いろんな計画がございまして、どのような影響を受けますか。

○政府委員(二橋正弘君) 今の経済対策なりあるいは財政構造改革法の問題なりにつきましての基本的な立場は、今大臣から御答弁のあったとおりでございます。これまで予算委員会等で御質問があった場合にも、財政構造改革法の例えば目標の時期を延長するといったようなことは考えていないということ、これは総理からも答弁されておまして、私どももそういうふうに理解をいたしておるところでございます。

○魚住裕一郎君 それでは、これはこの程度にしておきまして、土地住宅税制について改正がなされようとしておりますが、ちよっとこの概要を簡潔に言ってください。

○政府委員(成瀬宣孝君) 今回の地方税制改正案におきます土地住宅税制の關係でございまして、これも、まず一番目、住民税の土地譲渡課税の改正でございます。

その改正内容でございますが、まず、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に、個人の長期所有土地、五年を超えるものでございまして、これを譲渡した場合の譲渡所得につきまして、特別控除後の譲渡益六千万円以下の部分については六％、六千万円を超える部分につきましては七・五％の税率で課税をすることといたしております。

次に、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に、個人の短期所有土地、五年以下のものでございまして、これを譲渡した場合の事業所得または雑所得につきまして、現行の分離課税制度は適用せず、給与所得などに對する課税と同様に総合課税を行うこととしておりま

さらに、平成九年十二月三十一日までの譲渡をもちまして、個人の超短期所有土地、これは二年以下のごく短い所有期間の土地でございますが、これを譲渡した場合の事業所得または雑所得に對する重課制度を廃止することとしたしております。

それから、特別土地保有税の改正が大きな改正の一つでございます。これにつきましては、平成三年度、いわゆるバブル経済下における異常な地価高騰への対応としてその強化が行われました。しかしながら、近年、土地の投機的な土地取引は鎮静化してきておりまして、地価の下落傾向も続いておりますので、平成三年に課税強化された措置を見直すこととしたしております。

このため、まず、市街化区域内の土地のうち、保有期間が十年を超えるものにつきましては、他の区域の土地と同様に課税対象から除外することとし、また、三大都市圏の特定市に限って時限的に免税点を一千平米に引き下げる課税の強化措置があつたわけでございますが、これを廃止するなどの見直し措置を講ずることとしたしております。

○魚住裕一郎君 今のお話の中で、バブルを抑えるという趣旨のお話がありましたけれども、これを改正することによってまた土地の高騰というふうなことがおそれないでしょうか。

○政府委員(成瀬重孝君) 土地譲渡課税につきましても、いわゆるバブル崩壊後も、年々の土地をめぐります状況を踏まえまして、累次の見直しを行ってきたところでございます。しかしながら、依然として続いております長期にわたります地価の下落、土地取引の状況などの土地をめぐります状況を、あるいは現下の極めて厳しい経済情勢などを考慮しまして、この際、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化を図るため、土地譲渡課税の軽減を図ることとしたものでござい

ます。また、特別土地保有税につきましても、昨今の土地をめぐりますような状況を踏まえまして、

土地の流動化、有効利用促進のため、先ほど申し上げましたような見直し措置を講ずることとしたものでございます。

したがって、今回の改正は、昨今の経済情勢や、殊にバブル期に大変ひどい状況でございました土地の投機的取引、これはもう相当鎮静化してきていると思っております。そういった状況や地価の下落傾向がずっと続いております。

そういった中で、基本的に、バブル対策として講じられました措置をもとに戻すということでありまして、こうした税制改正によりましてバブルが再燃するとかあるいは地価がさらにまたもう一度高騰するといったような事態にはつながらないものというふうに思っております。

○魚住裕一郎君 このバブル税制、平成三年というところでございますけれども、地価がぐんと下がってきた分、平成三年秋だと私は認識をしております。それからもう七年たつわけでございまして、バブルを、狂乱土地をずっとやらせておいて、最後になって、これが効いたのかどうかかわりませんけれども、土地の高騰の鎮静化に向かった、それでまた七年たつてようやくこういうような改正が出てくるというふうに思いますが、後手後手過ぎないかというふうに思うんですが、つまり、バブル崩壊後の不況にもう六十数兆の経済対策を一生懸命やっているというふうな中で、いつまでたつてもこれを放置しておいたというふうなことはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(成瀬重孝君) 確かに、御指摘ございましたように、地価の動向でございまして、バブル期の地価の最も高かった時点は平成三年かと思っております。その後、御案内のように、ここ四年以降ずっと地価の下落傾向が続いておるわけでございまして、近年の地価下落は、国民経済的にはプラスの効果も生み出しているものの、その下落が急激かつ継続的でありまして、いろいろなさまざまな問題が出てきていますから、いろいろ

もちろん、先ほども申し上げましたように、例

えば土地の譲渡課税などにつきましては、平成三年に相当強化措置が講じられたわけでありまして、けれども、その後何回か税負担を軽減緩和する措置が講じられてきております。しかしながら、そうした措置がとられても、なお地価の下落は依然として続いておりまして、土地取引もなかなか回復の兆しを見せないというふうなことで、現在の土地をめぐります動向が、金融システムあるいは経済全体へ与える影響の大きき、そういったものを考えまして、この際さらに思い切った対応策を講ずるべきではないかといったような観点から政府税制調査会でも論議が行われ、そうした方向に沿って今回の見直し、軽減措置がとられたというふうに理解をいたしております。

○国務大臣(上杉弘弘君) この点につきましては、随分激しい議論が政府・与党であつたことも事実でございます。これは、長年にわたりました、委員御指摘のとおり、金融機関も不良資産としての土地を多く抱えており、またバブル期の企業も、そういう意味では不良資産として多くの土地を抱えておる。

言うなれば、この不況の一因でもございまして、土地が動かない、土地の流動化をどうしても促進させなければならぬ、そして不良債権の整理というものをしなければならぬ、この景気に対する対応というものが、立ち上がりというものができないじゃないか、こういうことで、思い切つてこういう税制的な措置をしたというのが基本でございまして、この点については、またバブルに戻るんじやないかという心配があつたこと、懸念があつたことも事実でございまして、しかし、このままでは何とも動かないんじやないか、不良資産の整理ができないんじやないか、土地の流動化を図る必要があるとの一つの視点に立つてこのような措置が講じられた、こういうことで御理解をいただければありがたいと思ひます。

○魚住裕一郎君 私も同じ意見でございまして、余りにも過ぎるんじやないかという視点でお聞きをいたしました。

次に、今回、共用飛行場に關連して、民間航空専用部分についての市町村交付金、固定資産等所在市町村交付金というんでしょうか、盛り込まれておりますが、国の部分は、民間ではない部分、自衛隊の部分ですか、これについては交付金は出されないんですか。

○政府委員(成瀬重孝君) 今回のこの交付金制度の改正でございまして、国が持つておりますいわゆる共用飛行場、民間と自衛隊が共同使用しておりますものでございまして、これを交付金の対象とするというものでございまして、この交付金制度につきましては、空港の用に供します固定資産につきましましては、空港施設に係る財政需要が大変大きいこと、広大な面積を持つていられるにもかかわらず固定資産税収入が得られず財政上の困難を来すおそれがあることなどから、これらの要素が特に強い空港整備法に基づきます一種、二種、三種の空港に限って交付金の対象としたところでござい

ます。しかしながら、空港所在市町村は、共用飛行場に対しましては通常の空港と同様にいろいろな行政サービスをやつておりますし、共用飛行場と空港整備法に基づく空港との間で負担の不均衡が生じているといったようなこともござい

ます。それから、ただいま御指摘の共用飛行場のうち自衛隊が直接使用しております空港施設につきましては、別途基地交付金、いわゆる基地交付金でございまして、これの対象とされておらず、同じ施設の中でも不均衡が生じていることなどを勘案いたしまして、共用飛行場におきまして専ら一般公衆の利用に供する固定資産で国が所有するものにつきましては、今回、交付金の交付対象と新たにすることとしたものであります。

○魚住裕一郎君 私、わからないのが、なぜ交付金なのかということなんです。その点、お願いできますか。

○政府委員(成瀬重孝君) 現行の地方税法におきましては、国及び地方公共団体に對しましては固定資産税を課することができないというふうな仕

組みになっております。

この理由は、国や地方公共団体の活動に伴う財政需要は国民の租税負担による収入によって賄われておりますので、仮にこれらの団体に固定資産税の負担を求めるいたしましたとしても、最終的には一般国民の租税負担になってしまふということも考慮して、国や地方団体が持つております資産に対しては固定資産税を課さないという仕組みになっております。

しかしながら、国や地方団体が持つております固定資産の中には、その使用の状況や、あるいは所在市町村の行政サービスとの受益関係におきまして、固定資産税が課されます一般私人が持つております固定資産と何ら異ならないものも存在をいたしております。

そうした資産を考えますと、負担の公平の見地よりすれば、国や地方団体の持つております固定資産といえども、所在市町村との受益関係が固定資産税を課されている他の類似の固定資産と同様であるものにつきましては同一の負担を求めるものとすることが望ましいと考えられますことから、国や地方が持つております固定資産のうち、国や地方公共団体以外の者が使用している固定資産、つまり貸し付けられている固定資産、そうしたものでありますとか、空港の用に供する固定資産、先ほど御説明したものでございますが、そういった一定の固定資産につきましては、税ではなくて、その資産の所有者であります国または地方団体に對しまして固定資産税相当額の負担を求めるということでの交付金制度が設けられているものでございます。

○魚住裕一郎君　つまり、今おっしゃった趣旨で交付金を出している部分については、同じ趣旨なんだから固定資産税でないかと思うんですね。その点についてはどうですか。

○政府委員(成瀬宣孝君)　結局、固定資産税を所在市町村が国や地方団体にかけるといたしましても、最終的には国や地方団体がその財源を、最終的に考えますれば一般国民あるいは地域住民の租

税負担に求めて、それで財源調達をしてお金を払うということになりますので、そういう仕組みをとるのではなくて、交付金という形の中で、効果的には同じかと思えますけれども、税ではなくて交付金という形で制度が仕組まれているということでございます。

○魚住裕一郎君　交付金であったとしても、それは最終的には国民の負担になるんじゃないですか。

○政府委員(成瀬宣孝君)　基本的には、国と地方公共団体相互間の関係におきましては、通常は税は課さずに必要な負担を求めるという場合には、相互間に課税関係で入るといふことではなくて、必要な財政需要を賄うための費用については別途の交付金といったような形でもって費用負担を求めるという仕組みになっているものと思われれます。

○魚住裕一郎君　いや、よくわからないですね。要するに市町村が国に課税しちやいけないということなんですか。

○政府委員(成瀬宣孝君)　固定資産税につきましては、先ほど申しましたように、基本的には固定資産税は課することはできない、ただ他の一般の私人が持つておりますような固定資産と同じような関係にあると見られます国の有する固定資産につきましては、税ではなくて交付金をいただくというような仕組みで制度が仕組まれているわけでございます。

○魚住裕一郎君　では、ちょっと話題を変えまして、交付税なんですけど、今どのぐらいの割合になつておるんでしょうか。地方財政収入における割合。

○政府委員(二橋正弘君)　平成十年度で二〇・一％になつております。

○魚住裕一郎君　大変大きな財源になつておりまして、これがなくては地方の行政は成り立たないというふうに思っています。これは普通交付税と特別交付税があるというふうにお聞きをしておりますけれども、特別交付税というのはどういうもの

のなんでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君)　まず、交付税全体が今言いましたように二〇・一％のウェイトを占めておりますが、その中を二つに分けてまして、普通交付税が九四％、六％分を特別交付税ということになつております。

この特別交付税でございますが、これは標準的なものは普通交付税に算定いたしますので、そういう普通交付税の算定方法によつては捕捉できないような特別の財政需要とか、あるいは時期的にあらかじめわからないような災害等の財政需要につきまして、それぞれ当該団体の財政事情等をいろいろ判断をして交付する、いわば普通交付税の補完的な役割を果たしているのが特別交付税でございます。

具体的には、今申しましたような災害の関係でございますとか、除雪、排雪関係の経費でございますとか、あるいは公営企業関係の健全化ということで、病院とか上下水道の公料金対策といったようなこと、その他さまざまな財政需要をとらえて算定をいたしておりますところでございまして、基本的な算定の項目であるいはやり方につきましては自治省令という形で定めて、項目あるいは単価といったようなものを決めて算定をいたしているわけでございます。

○魚住裕一郎君　今六％とおっしゃいましたけれども、額にしたら大体どのぐらいですか。

○政府委員(二橋正弘君)　平成九年度で申し上げますと一兆二百八十億三千九百万でございます。

○魚住裕一郎君　今御答弁の中で、捕捉できない事態、あるいは予測できない事態に備えるものだというところでございますが、例えば積雪というところはおっしゃっていましたが、除雪、もちろんエールニーニョ現象が出たり雪が少なくなるとかそういうのはあるかもしれない。だけれども、毎年大体降るところは決まっているんじゃないのかなと。あるいは上下水道ということも出ました。あるいは病院ということも出ました。こんなのは突然病院建つてよという話じゃないでしょう。どうい

ことなんでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君)　積雪の関係で申し上げますと、もちろん一般的には普通交付税で寒冷補正という算定のやり方がございまして、雪の降るところでは例えば道路の維持経費が降らないところと比べて当然割高になるわけでありまして、費目ごとに雪の影響を考慮すべきところは寒冷補正という形で算定をいたしております、しかもそれも雪の過去の降る程度といふ量を勘案して級地を決めて、それに基づいて算定をまず一般的にいたしております。

ただ、その年によりまして相当雪の量が多くて除排雪経費が多額にかかつて、いわばその金額では間に合わないというケースが当然出てまいりますし、それがもちろん地方によつても局地的に大きな雪が降るといふことは当然ございまして、そういうところにつきましては普通交付税で算定し足りないところをいわば補完的に算定をして特別交付税で除排雪関係を算入している、こういうことでございます。

それから、病院は今の建設の関係のことではございませんで、病院のいわば経営の状況、これもさまざまございまして、それから、もちろん一般会計との負担を区分して、公立病院の場合には他の病院にないような高度医療とかあるいは救急医療とかといったような公立病院で特に果たさなくちゃいけないようなものを、これは全部診療報酬で賄うのは無理だといふものは一般会計が負担をして繰り入れるというふうな、ルールの決めてあるものがございます。

そういうものを上回つて個別の病院ごとに特別、病院経営上にお金がかかっているような要素がある場合にそういうものを算定いたしておるといふことございまして、その病院の関係とか雪の関係とかも全部特別交付税で算定しているといふことではないわけでありまして、普通交付税であくまでも算定し足りないものといふものです。捕捉し切れないものを補完的に特別交付税が算定しておるといふことでございます。

○魚住裕一郎君 今の積雪の話だと、これ予測し得ないということもあるんじゃないけれども、そこまでいくと災害の部類になるんじゃないのかなと思ふんですね。今お話の中で補完的にやっているんだという話でございませうけれども、だけれども捕捉できないあるいは予測できないということと補完というのは意味が違いますね。あらかじめわかっていることを補完するんじゃないんですか。

○政府委員(二橋正弘君) 一番最初に申しましたように、普通交付税の算定で捕捉できないような特別の財政需要、これは何といいますが、比較的広い団体に普遍的にあるというのではなくて限られた団体に財政需要として発生するようになって、それから災害のようにあらかじめ予測できなくて、あるいはさき申しましたような雪のように普通交付税で算定しているものを上回って局地的に大きな雪が降ったといったような要素と両方ございまして、それをひくくするめて特定のある程度団体が偏ったところについて算定するものと、それからあらかじめ予測できないもの、それをひくくするめて補完的にというふうに御説明申し上げておきます。

○国務大臣(上杉光弘君) 予測できない、例えば自然のもの、これは予測できませんね。

例えば、鹿児島県の出水市を中心とした大規模な災害が起こった。これは財政需要が起きます。それから、積雪にしても、例えば山梨県、あそこはブドウでありますとか果物であるとか、そういう栽培が盛んに行われているところですが、ブドウ棚がほとんど積雪のために壊れたとか果物がえらいやられたとか、それはまたある意味では農業振興とかその農業の立ち上がりのために財政需要が要る、そういうものは予測できませんので、そういうところに特に対処しておる、こういう意味でお受けとめただけであればいい、こう思ふんです。

○魚住裕一郎君 普通交付税についてはいろんな基準を設けて積算をしてきちんと出しております

けれども、この特別交付税の基準について概略、どんな基準でやっておるんですか。

○政府委員(二橋正弘君) 特別交付税につきましては、一番最初に申し上げましたように、項目ごとかつこういう単価で計算するという旨のことを自治省令で定めて、それでもちろんオープンになつておるわけでありませうけれども、そういう形で定めております。

それから、それでもなおかつどうしても特定のところにじかないようなもので、要するにあらかじめ標準的な単価的なものはなかなか決めがたいようなものも当然ございませうが、そういったものはそれぞれの団体の報告をいただいた数字をもとにして算定をするという形でございまして、基本は、項目あるいはその算定の基準単価は自治省令の中に物すごくたくさん項目がございませうが、そういう項目を全部一覧にして定めておるということでございます。

○魚住裕一郎君 今、細かい基準を定めて、しかもそれはオープンになっているということでございますが、これ一兆円の使い方の問題なんで、何でもこれ省令なんですか、法律化してもいいんじゃないですか。

○政府委員(二橋正弘君) これは項目が非常に何といひますか、普通交付税で算定できないような特別なものが要素として多うございませう、それから今、特別交付税の場合には十二月分と三分に分けて二回で交付いたしております、それぞれ項目ごとに毎年度少しづつ改正をする、その財政需要の性格から少しづつ改正する必要がある、それから十二月分と三分に分けて交付をするということになっております。そういうこともございまして、省令という形で定めておるものでございませう。

○魚住裕一郎君 額も大きいし、それから毎年改正しなきゃいけないんじゃないか、租税特別措置法なんて毎年改正しているわけであつて、それは理由にならないじゃないですか。

○政府委員(二橋正弘君) 額は先ほど申しました

ように一兆円を少し上回る金額になっております。これにつきましてはおおむね三分の一以内の額を十二月で交付をするということにいたしております、残りの部分を三月に算定をするということにいたしておるわけでございます。

年に二回に分けて、かつ毎年度いろんな団体の財政需要の状況を聞かせていただきながらこの算定のルールを定めていかなくてはならないというところもございまして、年を通じていろいろな状況の収集なりあるいはそういう事情の把握なりをしなくてはならないということがございまして、今この省令という形になっておるわけだと考えております。

金額は確かにそういう金額になっておりますが、あらかじめ地方団体の皆様方にはその算定の対象あるいはやり方ということをお省令の形で明らかにいたしておるわけで、そういう点では、自治省令という形で算定をするということが特別交付税の算定のやり方からいって必ずしも不適当というところではないんじゃないかというふうに私も思ふところでは考えております。今のやり方で地方団体の対する説明も十分にできるといふふうに考えておるところでございます。

○魚住裕一郎君 いや、まだ納得できないです

額にしても、前に私は法務委員会にて、裁判所が約三千億ぐらい、法務省が六千億ぐらい。ええ、こんなので三権分立を支える体制やっているのかと思つてぞつとしたんですが、それを合わせても一兆にも満たないわけですね。今お聞きした、特別交付税は一兆を超える。それを省令でやつてゐる。省令なんて簡単に案をえられますよ。今いろいろマスコミ等を騒がしておりますけれども、裁量行政というようなことを言われておりますけれども、個々人の役人の裁量というだけではなく、やはり自治省全体としての裁量で一兆円を使えるということの意味するわけであつて、この点についてまだ納得できません。御答弁を求めます。

○政府委員(二橋正弘君) この算定のやり方、今も申しましたような項目ごとに算定の基準単価を決めてやっておりますが、具体的にこの省令を定めるときは、あるいは金額の算定をいたします場合には、先ほど申しましたように、あらかじめ全体の基準はオープンになつておりますから、地方団体の皆さん方も十分お知りいただけるという状況になつておりますし、また関係団体の意見、これもその都度各県、あるいは市町村につきましましては県でいろいろまとめていただいております。

さらに加えて、仕組みの上では地方団体の代表の方が入つておられます地方財政審議会が自治省にございまして、この算定の毎年度の具体のやり方、省令の決め方、それから具体の算定を地方財政審議会にお諮りをして御意見もお聞きいたしておるところでございます。その委員は関係地方団体のそれぞれ御推薦をいただいた方々になつていただいております。

○魚住裕一郎君 まだ納得できませんね。

要するに、地方と自治省でお手盛りをやつておるということなんですか、それは。

○政府委員(二橋正弘君) 地方交付税は地方の固有の固有財源というのが基本的な性格でございまして、したがって、その性格のつとまりまして、地方団体の皆様方にも御理解の十分いただけるような算定をする必要があるわけでございます。そういうことから、今申しましたような省令の決め方なり、あるいは地方財政審議会への付議なりといったような形で、いわば共有財源であるものを関係の地方団体の皆様方のいろんな意見も反映できるような形で今算定をいたしているというところでございませう。

なお、分権推進委員会からは、交付税の算定のやり方について、透明性をさらに高めるといったような観点から、地方団体の意見が算定に反映できるような制度的な仕組みを考へるべきだといふような勧告もいただいております。私もそれはそういう方向に沿つて、今後意見の反映ということ

の制度化を図っていきというふうを考えております。

○国務大臣(上杉光弘君) 私、大臣になって、特交について説明を聞きました。これを聞きまして感じたことは、特交については、全国の三千三百の地方団体に特交をどういうふう配賦されるかということについては項目別に熟知をしておるということが一つ。

それから、これは公開をされておるということ

さらにもう一つは、交付税を決定する段階で、財政需要がその段階以後変動するというか変わるものについて自治省が二回に分けてやるということも、本当は特交も一回でなせできないのか、こう思ったんですが、やっぱり前半、後半というか、財政需要に変動を地方団体が来した場合に、交付税ではとらえることのできなかったものを財源としてならしていくという、そういう目的がよく私は説明を聞いてわかりました。

しかも、これは自治省の裁量とか個人の感覚とか政治的判断の入らない形で配分をございまして、この点については極めて機動的に、その地方団体の交付税を決定した段階ではとらえることのできなかった財政需要に対してならず、それを補足していく、そういう役割を十分私はこの特交というものは果たされているのかなという気持ちが強かったです。

したがって、法律でありまして政令でありまして、役所が勝手な裁量とかあるいは政治的な判断とか、それでなされるものではないという事実を私も確認いたしておるわけをございまして、この点についてはひとつ御理解をいただきたい。

○魚住裕一郎君 大臣のお感じと、私はちよっとまだ乖離がありますけれども、時間が迫ってきましたので、次の点について進みたいと思います。今回、地方税の特例措置として中心市街地の活性化に資する一定の施設整備に伴う関連の特例措置を設けようとしておりますが、この中心市街地活性化のための施策の内容を簡潔に言ってください

い。

○政府委員(香山充弘君) お答え申し上げます。中心市街地の再活性化は全国を通じて重要な課題でございまして、自治省におきましては通産省、建設省等と連携をいたしまして、今国会に新たな法律案を提出するとともに、地方財政措置にいたしましては計画策定、人材育成等のソフト事業に対しては普通交付税措置、また地方単独事業として実施いたします道路、駐車場の整備、あるいはイベント広場の整備等、いわゆるハード事業に対しましては中心市街地再活性化特別対策事業という制度の創設、さらには個々の地方団体が活性化のために地方税の不均一課税等を行う場合には、それに対する交付税による減税補てん措置、これらの措置を講ずることによって対応することといたしておるところでございます。

○魚住裕一郎君 中心市街地再活性化ということでありまして、今活性化していない中心市街地というものが対象になるんだと思うんですね。だけど、町というものは、いろんなライフスタイルがありまして、経済構造の変化でありますとか、どんな中心市街地も移動していくのが当たり前で、ないかと思うんですね。江戸から東京になって、例えば浅草から上野あるいは銀座、新宿というふうにとんとん西の方に移動していくようなこともございまして、あえて国として中心市街地を再活性化させないよという施策の意味はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(香山充弘君) 中心市街地は、法律の定義によりまして、これまで市町村の中心として役割を果たしてきたもので、その役割が低下し、または低下するおそれがあるという区域でありまして、具体的なイメージをいたしましては商店街だとか駅だとか、あるいは官公署を中心として都市機能が集積しておいて、大体歩いて二、三十分ぐらいの広がりを持つ区域というふうに一応私も考えております。

その再活性化についてでありますけれども、私

どもが今回法律あるいは自治省の単独施策として考えておりますのは、あくまで関係市町村の創意を前提といたしまして、市町村の自発的取り組みを支援しようという基本姿勢に立つことにいたしました。

今、率直に申し上げまして、委員御指摘のような考え方をとりまして、そういうことに対しては手を出さないという地方団体も私も率直に言っておろすかと存じますけれども、一方で、中心市街地というのは地域において文化とか伝統をはぐくんできたいわば町の顔でありまして、商店街が衰退するとか、あるいは官公署が移転するといったことによりまして空洞化が進みますと、町づくりの基本そのものの見直しを迫られるようなところが出てまいります。そういうケースにおきまして、要するに市町村がコミュニティの中心の役割を担うべき中心市街地の再活性化に取り組むということは、これは十分考えられることでありまして、この点に対して地方団体からも国による支援を求める強い要望がございまして、

そういうことで、私も、市町村が自主的な判断によつてそのような取り組みをする場合には国としてしかるべき支援策を用意しておく、ということには大いに意味があるというふうな考えまして今回のような措置を講ずることにいたしました。ございまして、御理解をいただきたいと存ずる次第でございまして。

○国務大臣(上杉光弘君) 私、大臣に就任しましてプロジェクトチームをすぐ指示しました。一つは、地方の時代と言われてなかなかそうならぬ、国土保全の観点からの地方の活性化のプロジェクトが一つ、それからもう一つは、中心市街地という地方の問題があるわけをございしますが、地方の中心市街地、特に過疎地等におきましては空洞化が目立つ、商店街が崩れたようにもどこかへ行ってしまう。そういうものであつてはこれはならぬんじゃないか、それを黙って見過ごすというのは私はむしろ行政の無責任だという気持ちで非常に強うございまして、主にこの中心

になる地方の市街地の活性化というものについての政策を研究、検討してみろと、こういうことでプロジェクトで予算編成に間に合うまでの間議論を詰めてきて、こういう方向を出して九百五十億のソフト、ハードを含めた予算措置をした、こういうこととございまして。

もちろん、関係省庁と連動して法案等も提出をいたしました。言うなれば歯がもげたようになつたこの町並みというものをそのままほったらかしちやいかぬ、またそういうふうな衰退しておる町並みでありまして中心市街地をほったらかしちやいかぬ、何とか再活性化をする方策というもの地域域の皆さんが自主的なあるいは自立的な方向でこの振興策を図つてはどうかと、こういうのが率直な一つの考え方であつたことを御理解いただければありがたいと、こう思います。

○魚住裕一郎君 だんだん時間がなくなつてきましたけれども、二つ一遍に聞きたいと思つてます。一つはソフト事業、これは地方交付税による財源措置、それからハード事業については地方債、だけれども交付税措置つきですやということとございまして。

先ほど小山委員からもお話が出ましたけれども、要するに一般財源であるべきこの地方交付税、これがだんだんひもつきという特定財源化してきている。さらにこういう新規な施策をやることによつてその傾向性が進むのではないかと、う点。これが一点目。

二点目は、この中心市街地というのをどうやって選ぶんだという点でございまして。もう既に二月の段階から、ある新聞ではもう分捕り合戦が終わつたというふうな話でございまして、このお金を集中投下する候補地というのは大体商工族幹部の選挙区と不思議と重なるというふうな表現がございまして、この点についてはいかがですか。

二点、お願いいたします。

○国務大臣(上杉光弘君) 例えば、事例を申し上げます。私、宮崎ですが、宮崎県の都城市という

ところがございます。ここで都市計画事業を今進めようとしておるわけです。都市計画事業をやりますと、なぜ中心市街地が廃れたかというの、決め手がなかったけれども、これで一緒にやりたいということなんです。

例えば、政府の出先機関が、十一の省庁の出先機関がばらばらにございます。それで、一番衰退したところ、土地があまりなかったから、そこに総合事務所をつくらう、そうしなければ食糧も必要でしょうし、商店街もまたその需要というかそこへ人が集まってくる、そういうものを目玉にしようというところで取り組みをしておる等もございます。

言うなれば、今まで空洞化して、なかったことを逆手にとりまして、空き地に、ばらばらであった国の出先をひとつへ集める、そしてさらにまた利便性だとか、あるいは関連する商店街がそこに活性化していく状態というのができればいい、こういう事例がございますが、そういうものを国として支援をしていこうじゃないか、こういうふうな御理解いただければありがたい。そういう事例がありまして、事例も含めて申し上げておきたい、こう思います。

○政府委員(香山弘君) この事業の中身についての御質問でございすけれども、まず、交付税のひもつきについての御指摘がございましたけれども、先ほども御説明申し上げましたように、あくまでもこれは地方団体からの申請に伴いまして、地方団体が地方債を発行して事業を実施する、しかも国庫補助金と異なりましてあくまでも地方公共団体の創意工夫に基づいて事業の内容、規模等が決定される地方債でありますので、これにつきましては、補助金に依存しないという財政運営等も一方では重要なことでありますので、そういう場合につきましては、ある程度具体的な事業量を反映したような形で交付税でフォローするということも、これはあながち交付税のひもつきになることではないというように私も考えている次第でございます。

また、具体的な箇所の選定でありますけれども、これはあくまで先ほど申し上げました法律の定義あるいは考え方等を踏まえまして、市町村が具体的に申請をしてこられた場合を私もできるだけ広く採択をいたしたいというふうに考えておりました。私どもの施策の対象をいたしましては、いわゆる補助金の箇所づけをするというような形の運用をするつもりは一切考えておらないところでございます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○高橋令則君 大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

既に御承知のように、二十七日だったと思ひますが、総務庁の調査としていわゆる完全失業率、それが三・六ですか……

○国務大臣(上杉光弘君) 三・五です。

○高橋令則君 そうでしたかね。非常に悪い率が出ております。

一方、大臣もさうだと思ひますけれども、これは警察庁の調査で出ていますけれども、九年のやつがどうかと聞きましたら、まだ間に合わないやうでございまして、古い資料になりますけれども平成八年のときに自殺した原因の数が出ていますが、これが三千二十五人です。これが、相当前にと申しますか、例えば昭和三十二年では千八百四十二人。最近非常にふえてきているんですね。それで九年は、さつき申し上げたように、四月にならないうとでございまして、話も聞いておりますが、こういうふうな状況から見ても、最近、経済状況が非常に厳しいなということを実感しているわけがございす。

大臣は地方財政を預かって、そしてまた関係の一人でもいらつしやいますので、こういうふうな経済情勢の全体についてどのような認識をしておられるのか、それを伺いたいというふうに思ひます。

○国務大臣(上杉光弘君) 私は、ただいまのお尋ねでございすが、内外の通貨・金融市場等の混乱を背景として家計や企業の景況感の厳しさが実

体経済に強く影響を及ぼしておるという理解をいたしております。さらに、この感じは昨年の暮れごろからことしに入りまして地方にも強く波及しておるわけがございまして、地方が実感として地域住民の皆さんが不況感を強く感じられておるのではないかと、こういうふうな考えるわけがございまして、我が国の景況は大都市圏、地方圏を問わず全国的に停滞局面という非常に厳しい状況のもとにある、このように認識をいたしておるわけがございす。

ただ、失業率とかこういう社会不安の問題が示されたが、三・五というのにはヨーロッパ先進諸国あるいはアメリカ等に比べても、私の記憶ではアメリカも四割台でございまして、あれだけ景況がいいと言いつながら失業率は四割以上を示してあり、三・五という失業率は極めて重圧として感じますけれども、ヨーロッパやアメリカと比べればそこまで失業率も行ってない。ただ、社会不安の、こういう青少年の刃物でありましてとかあるいは来日外国人の組織的な犯罪でありますとか、景況感の非常に悪化に加えて社会問題が惹起しておるというのには極めて不幸な事態だと、こういうふうな理解をいたしておるわけがございす。

○高橋令則君 今ちよつと失業率の話で、三・六でありますけれども、それが諸外国に比べて低いというところは確かにそのとおりなんです。ところが、中身がちよつと違うのではないかと、この場合に私は思っているわけなんです。というのは、我が国の場合は企業が事実上潜在失業者というんですか、そういうものを抱えているんです。そういうようなことを言うわけがございまして、今の大臣が言われたような率でもってアメリカに比べていいというふうにならないうのだから、中身が違うのではないかと、こういうふうな認識を私は持つておりますので、それは申し上げておきます。

で、二十七日にこれも朝日委員がおっしゃったわけですが、私も同じような意見を持つておりますが、このような状況のもとで、与党として政府の関連ですが、総合経済方針というのか、そういうものが決められて、そしてそういうふうなことを議論する中で十年度予算についてはまた同じようなお話を総理等から伺つておる。

一方、当然ではありますけれども、多分近く大型補正があるんじゃないか、これはもうみんな言つておるわけです。この関連というのはどうも遅いというのか非常にちがはうな感じを私は持つておるわけがございすが、重ねてでございけれども、こういったことについて大臣のお考えを伺いたいというふうに思ひます。

○国務大臣(上杉光弘君) その前に、先ほどの失業率の感じが違ふんじゃないか、こういう話でしたが、委員とは全く逆でございまして、労働省の見解を聞きますと、三・五の中身というの、男性の方が三・七ですから女性よりも多く上回つて、平均すると三・五に近づいているわけがございす。そういう意味ですが、例えばアメリカが四・七ぐらいだったと思ひます。イギリスは五・五、六・六、それからドイツは一一・四、フランスも一〇・〇台です。ところが、日本の場合の失業率は、もつといいところはないうと、失業率が半分ぐらいある。これは労働省の見解でございす。したがつて、むしろ委員とは逆に、この失業率の中身については違ふものがある。ただ、山一が閉鎖するとか企業の倒産等もふえておりますから、非常にそういう意味ではそういう見方がなされる側面もある、それは否定しません。しかし、中身については、失業者の半分ぐらいはまだまだいいところはないかという職探しのための失業もあるというの、日本の特徴だそうでございまして、その点については私も驚いたんですけれども、本当かなという気持ちを持つたぐらいですけれども、そういう実態があることは御理解をいたさきたい。

それから、大型補正予算の件でございすが、これは御案内のとおり、新聞報道がありましたそ

の前の日の閣議で、我々は初めて政府・与党の会合がございまして与党の結論としてこれは報告をお聞きいたしました。

この点については、政府の姿勢は御案内のとおり、まことに繰り返して申しわけないんですが、これは与党の提案ですから重く受けとめる、重く受けとめた上であらゆる角度から勉強して今後の対応というか、そういうものはどうかということまではまだ行っていない、勉強中である。まことにございまして、この点については御理解をいただきたい。

さらに、国民の立場からすれば、今ほとんど終わりつつありますが、三千三百の地方団体、地方議会で新年度の予算を審議しておるさなかにあるわけございまして、一日も早い予算の上がりをお待ちしております。地方行政財政を預かる自治大臣としては極めてこの問題については心配もいたしておるわけございまして、一日も早い予算の上がりをお心からお願ひ申し上げるほかない、こういうことでございまして。

○高橋令則君 二十七日のと申しますか、内閣の方で与党の方針について今聞きましたというふうな趣旨、極端なことを言いますと、お話でございませうけれども、これは二十七日の予算委員会の質疑を見ても、例えば総理が、基本方針といいますが、この考えをまとめていくプロセスにおいて相談は受け、指示をいたした部分がありますけれども云々と言っているんですね。いわゆる与党が審議されている中で、総理も考えをまとめていくプロセスの中で相談も受けている、また指示もしているというふうなことをおっしゃっているんですね。これに書いてあります。

とてもじゃないが、そのとき出ました、これからやるんだというふうな考え方だとちよつとかならないんですが、いかがですか。

○国務大臣(上杉光弘君) ずっと衆参の予算審議の場でも私総理の答弁に耳を傾けておりました、あなたが、あなたは全く知らなかったのか総理と、こ

う質問が各党の代表からございました。いや、知らないというのではございませう、メモ的には報告を受けておりましたと、そういう答弁が基本であったと私記憶をいたしておるわけございまして、全く知らないわけじゃないけれども、それは与党の議論というか三党の議論というものをずっと見守っておられたのではないかと、このように私としては受けとめておるところでござい

○高橋令則君 この辺はもうかみ合わない話にしかたないと思ひますけれども、一つだけ大臣、申しわけないんですけれども、この前の委員会のときに私は日経のコラムについてお話を申し上げました。ぜひ見ていただきたいというふうに申し上げました。いかがでございませうか。

○国務大臣(上杉光弘君) コラム記事ですか。これは、委員のお気持ちと私はそう変わらないと思ひますが、全体的な政治の動きとしてたび重なる政治不祥事があり、さらに景気対策にしても決めた手は欠いておつた経緯等もこれありますから、政治不信が起こつておる。政治が一日も早く政治信頼というものをかち取らなければならぬのに、政治に対する信頼はなかなか取れない。それがだらだらと続いておりますから、政治に対する期待感すら薄れておるというのが今日の私は姿だというふうに認識をいたしておるわけでございます。

そういう意味では、政治に携わる者は、特に政府・与党として私どもには責任があるわけでございますから、一日も早い政治信頼をかち取るとともに、さらに打ち出すべき政策の中で、国民の期待にこたえていくというものを構築していかなければならない、そのように私も強く感じておるところでございませう。

○高橋令則君 そういうふうにおっしゃるのであれば、この景気の問題でなくて、もっと早く手を打つべきではないかというふうに私はずっと前から考えておりました。それがこれだけ、予算が衆議院で通りまして、そしてこつちに回つてきてい

るわけですが、その中で政府・与党のと申し上げなければ、与党のそのような大型補正の話が出てくる。これをやるくらいなら、まだ予算中ですから、早急にむしる予算をかえて、そしてもっと早い手を打つべきではないかというふうに思ひます。そういう動きが全くない。そして、消化試合というんですか、そんなことを言われるわけでございます。

そういう中で、きのうの産経のこれもコラムを見ていますと、これでは参議院は必要がないんじゃないかというふうな案もあるんですね。こういうふうなことを言っている人もいます。これでは私も残念と申しますか、しょうがないんです。参議院封じだ、もう本当に情けないと思ひます。

大臣はもう私どもの大先輩でいらつしやいます。参議院で大変な苦勞をされているわけでございますが、このような予算絡みの議論で参議院はこれだけのいかというところについて、もっと高い立場から大臣の御指導をいただきたいというふうに思ひます。いかがですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 委員は大変地方行政に精通された方でありまして、御指導申し上げるような私には見識はございませうが、参議院の国会審議における役割というのは、衆議院に出過ぎたものがあればこれを抑制し、足らざるものがあればこれを補完する、そしてバランスをとるといふ三つの役割が私は参議院の役割だと思ひます。

しかし、国会運営上、国会の論議上、参議院の役割、機能というものがそれでは完全に果たされておるかという、私はそれは思ひません。したがって、国会運営上の与野党を超えた一つの問題というものがそこにあるような気がしてならないのでございませうが、その一つは予算審議にあると思ひます。

これは、法律で衆議院の優位性というものがちゃんと方向づけられておる以上、参議院はどうしても二番せんじという感を否めないわけござ

いまして、今の国会のあり方を含め、参議院としての無用論が出ないように我々は与野党を超えた対応というものが必要であらう。その点については全く委員と同じ認識であり、私は同じスタンスではないのか、こういう気持ちはいましておるわけでございます。委員会審議のみならず、本会議のあり方も含めた参議院の新しい時代に向かつてありようというものは、衆参を含めた国会の改革というものは一つありますけれども、参議院は参議院としてどう独自性を発揮し、どう良識の府としての参議院の機能というものを高めていくかというの、これは今後腹を割つて与野党を超えて話し合っていくべきものではないのか、こういう気持ち強くいたしております。

また、それが長年にわたつてできないということについては我々大変じくじたるものを強く一方では感じておるわけございまして、そういう点も含めた今後の話し合いというものをしたいかなと、この無用論というものは何かあると必ず起こつてくる。このことについては、そういうことのないように気をつけ、また努力をしていかなければならない参議院の大きな基本的な課題だと、このように私は理解しております。

○高橋令則君 大変強いと申しますか、そういうお話をいただきました。大臣は閣僚の一人であらうございませうけれども、まさに少ない参議院の一人であらうございませうから、今後の議論に閣内に、おつてもぜひそういうふうな反映ができるように、そのようなお力をいただきたい、このように要望申し上げます。

次に、地方財政について、常に私も言われていましたけれども、国と財政は二つの車であるという両輪議論をやつてきました。それに沿つていって形でこれまでの地財対策というのはやつてきたというふうに思ひますけれども、足りない財源に對しまして、半分国、半分地方というふうな形の対策が基本的に流れてきているように思ひます。その関係が果たして本当に両輪かな、それではないのかというふうなことをちよつと考えるん

です。これは財政局長、いかがですか。

○政府委員(二橋正弘君) 我が国の地方財政は、地方団体が行っている仕事の量が非常に多いこと、いまして、国民生活に密接に関連するようない仕事は大半地方団体の手で行われているというところがございまして、歳出のベースで最終的な国と地方の役割分担というのは、いつも申し上げておりますように、地方が二で国が一という形になっております。

一方で、税金が偏在しておりますので、税金は逆に地方が一、国が二になっていくと。その間を地方交付税と国庫補助金で埋めているという形になっておるわけでありまして。特に一般財源のベースで税の二対一を交付税の配分後でおおむね二対一にしているというのがやっぱり地方財政の骨格的な部分でございまして、国も地方も財政は、これは委員にまことにこんなことを申し上げて恐縮でありますけれども、全部最終的に国民の方々から納めていただいている税金で国も地方もやっておりますわけでありまして、最終は全部税に帰着するわけでありまして、その税をどうやって分けているかというのとは、交付税まで織り込みますと二対一になっている。

それは、それだけの大きくなるのは、歳出がそもそも二対一というぐらゐの大きな割合で最終的に地方団体にいろいろ仕事をやっていただいておりますというところからきておるわけでありまして、そういう骨格になっておるものですから、地方財政が毎年度お金が足りないというふうな話をすると、国と地方とでそれをどうやって補てんし合うかという話になりますと、骨格のところを一般財源で、税を交付税まで含めて考えますと二対一で分けているというところがやはりどうして基本にならざるを得ないんではないかと。その基本構造というのは、歳出の状況がそういうことである以上はそのところはなかなか変えがたい、税の偏在の状況はもうその一つの大きな要因でありますけれども、基本的なその構

造というのは歳入歳出全体を通じたところからきているというふうに考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○高橋令則君 私もそのような説明を聞いておりまして、そういう勉強もしてきた一人なんですけれども、例えば神野先生あたりを見ていると、国際比較では必ずしもそうじゃないというふうなこともおっしゃっているんですね。私はそれを見てああそうかなと。財政局長はそうおっしゃいますけれども、何らかの別途の手当てでもしないといけない、大臣はおっしゃいますけれども、大型補正なんて具体的にでてくるんだらうと思うんです。そのときにまた大変だということに思っていますね。補正債は確かにおっしゃるよううに後で財政全体を見ながら、算入の仕方もその年によって違ってくるんですね。その時々によって、六六%とかいろんなケースがあるわけですから、それもわかっていきますけれども、こういうふうな国際比較、そういうものを見ながら、何かもう少し手がないものかなというふうなことを最近はまだつくづく思うわけです。

この辺について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(上杉弘弘君) 国の財政も地方の財政も昭和三十年代の初め、五十年代の初め、非常に厳しい時期がございまして、財政再建を克服してきました。私は、日本人というのはそういう意味では大変賢いし、勤勉だし、そういうものに耐えて乗り切る力というものはあると思っております。

ただ、今は国も地方も財政が苦しくてやりくり算段の中にある。やりくり算段の中には、家庭でもそうでありまして、いろいろな議論がある意見もあるわけがございまして、どうぞひとつ、やりくり算段の上で、何かこういふものがないかというものがあればそれはお示しをいただきたい。与党といえども十分各党の御意見というものを聞いた上で予算を編成し政策的な方向を打ち出していくのは当然でございまして、私は、特に地方というものは、そういう意味で

は経験から生まれたとうい知恵あるいは提案というものについては柔軟に受けとめて対応していかねければならない、このように思っております。ところでございまして、もう縦割り行政で上から下に締めつけた指示をしてどうだという時代ではないかと私は思っております。各省間の壁も取っ払って、協力できるものは協力し、そして一緒にやっていくものがあるものならば協力してやっていけばいい。そういうものにならないと私は地方分権推進を幾らやっても効果というものはないのじゃないか、こういうふうな思っております。

ましてや、地方の一般歳出で公共事業と社会保険と教育で七〇%を占めるという地方財政にある意味では縛りがかかっていると言っても決して差支えございせん。そういうものについてどう対応するかというのは、自治省自身の姿勢もございまして、地方団体にもその点については十分御理解をいただきまして、行財政運営はもとより、分権推進についても地方団体に御理解、御協力をいただくかなければこれはなせないうございまして、十分意思の疎通を図り、理解をいただき協力をお願いしたいという体制づくりに意を凝らす努力を続けていかねければならない、このように理解をいたしておるところであります。

○高橋令則君 大臣の総論を具体論、各論としてぜひお願い申し上げたいというふうに思います。次に、既発債の問題です。

魚住委員もこの間言われたんですけども、どうも地方債の利率が本当に高いんですね。三月のあれを見たばかりですけれども、一番高いのが市町村で、九%以上に地方債が入っているんです。これはいかに高過ぎるのではないかと。聞いてみると償還したい団体もあるんですね。

御承知のように、民間の場合ですと、相対でやりまして、そういう高いのは返してもらってそして償還するというふうなこともやってきているんです。ところが、政府資金はこれができない、できないというかやっていないんですね。私はこんな極端に高いのは繰り上げ償還、これについて何

かの対策というか考え方が多少はあってもいいんじゃないかというふうに思っています。

大蔵省、いかがですか。

○説明員(中川雅治君) 今御指摘のように、現在金利が非常に低下しているわけがございまして、過去に借りたときの金利が非常に高かったということで、金利の低下を理由とする繰り上げ償還あるいは低利借りかえという問題でございまして、これは借り手が負担の軽減を受けるかわりに資金運用部にそのコストを転嫁するものでございまして、資金運用部は、できるだけ低利の資金を供給するために、貸付金利と預託金利を同一とし、利ざやを取らずに長期固定の貸し付けを行いながら収支相償うように運営されておるわけがございまして、このようなコストの転嫁を受け入れる余地はない仕組みになっておりますことをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

資金運用部は、公団、事業団、地方公共団体等に対しまして長期固定金利の資金を供給しているわけがございまして、低金利時に貸し付けた債券について、その後市場金利が上昇したことによりその時点での預託金利を下回るに至ったことによりまして、貸付先から既往の低利貸付金の繰り上げ償還や金利引き上げを求めるとはならないわけがございまして、したがって、逆に高金利時に貸し付けられた債券について、その後市場金利が低下したからといって繰り上げ償還や借りかえによる金利引き下げ、低利借りかえに際するということになりますと、市場金利の変動の影響の不利な面だけを片面的に受けることになるわけがございまして、国の制度、信用に基づいて国民から集められた公的資金をそのような一方的な不利益を受けるリスクにさらすことはできない、こういうこともぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○高橋令則君 今次長が言われた中身は大体私も聞いていますけれども、前回の予算委員会の際にその資料も見えています。だからそうだろうというふうに思っています。国のそういう仕組みだけではなくて、資金運用部資金の話だけではなく

て、大きな意味の金融情勢全体から見ると、民間ができるのになぜできないんだという話が、やっぱりおかしいじゃないかという議論が出た。ておかしくないんですよ、これは。もった大きな意味の、これはビッグバンというかそんなふうになるんですか、そういうふうになんか情勢が変わってくる、そういう中で今後やっぱり検討の必要もあるのかなというふうには私は思っております。

時間がありませんので、この議論はこれとどめさせていただきます。恐縮ですが、またやりたと思います。

次に、病院事業の経営についてでございます。病院事業は公営企業ですけれども、実は岩手県の場合は日本で一番多い、二十八ある病院をやっており、そしていろんな苦勞をしながら、自治省の御指導もいただきながらやってきております。私も長年お世話になってるわけですからけれども、なかなか病院事業の運営は大変でございます。これに対する、これは本質的に厚生省の問題ですけれども、自治省としての最近の経営効率のための対策についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(二橋正弘君) 自治体病院の経営状況でございますが、依然として厳しい状況が続いております。これからの医療需要に対応していくためには経営の効率化というのを一層進める必要がある、経営基盤の強化を図ることが必要であるというふうに私も認識いたしております。

このために本年一月に、病院事業を含みます公営企業につきまして、経営の健全化、効率化を推進するための観点から経営の総点検を行っていただく、そのためのいろいろ留意いただく事項についての指針をお示しいたしております。職員配置の適正化でございますとか薬品等の医療材料の見直し、在庫管理の適正化、それから業務の民間委託の推進等を図るなど、病院業務全般にわたる効率化を推進するように要請をしているところでございます。

でございます。

なお、今、全体で経常の損失を生じておる病院がピークよりは少しずつ減ってはきておりますが、それでもまだ半分近い病院がそういう状況でございまして、今申しましたようなことも含めて全般の経営の効率化を推進していただくように、私もまた地方団体に対する支援をしていきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 ぜびともその点についてまたさまざまなお願いを申し上げたいというふうに思っています。

実は消防関係で幾つか用意したんですけれども、時間がございませんで、この前ちょっと落として林野火災のときのヘリコプターの運用の問題について、効用といいますか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷合靖夫君) ヘリコプターを活用いたしました空中からの消火でございますが、これにつきましてはこれまでいろいろ研究をしております。現在、林野火災に対する消火活動というところで広く実施をされているというところでございます。平成八年中には百十八件実施をされているというところで、近年その出動件数は増加傾向にあるのは事実でございます。

ただ一方、市街地の火災というところにつきましては、これも研究をしております。また、上から水をまく量にも限界がありますし、また、上から水をまくあるいは消火剤をまくという場合については屋根等に遮られてその効果がどうかと、さまざまな課題がございまして現在実施をされておられません。

ただ、阪神・淡路大震災がございまして、それを契機といたしまして、そうしたものに付いても消防庁あるいは東京消防庁においてもその後も研究をしておるわけでございます。

現在、空中消火ということによって一時的に火勢抑止現象というものが出てきますし、ただ、これを継続させるためには連続して空中消火を実施

しなきゃいかぬ、こんな問題とか、ヘリコプターからの吹き下げ風というんですかいわゆるダウンウオッシュ云々言うんですが、それが火勢を逆ににおるんではないかという懸念があったんですが、これもある程度の高度と速度を維持すれば弱まるんではないか。こんなことも一応今までの研究等でデータに基づいたものがある程度判明をしてきておるわけでございます。

今後、ヘリコプターの空中消火については、技術的にいろんなまだ難しい問題もありますので、このような研究を積み重ねながらそうした活用の可能性について実証的な把握に努めていきたい、こういうふうにも考えております。

○高橋令則君 時間がありませんで申しわけないんですが、一点だけ大臣、地方公共団体と国との派遣人事の問題です。

前大臣が、たしか私の記憶では厚生省絡みの話だったと思いますが、いわゆる同一ポストの弊害を避けるために、そうしないんだというふうなことを方針でおっしゃられたように私は思っております。お聞きしますと、何か幾つかそうじゃないケースも今後あり得るということは新聞で読みました。この辺についての御方針はいかがですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 委員御指摘のとおり、自治省としては同一ポストに連続して派遣するということは基本原則としてやらない、地方制度調査会ですか、弊害もあるという指摘もされておるところでありますから、そういう基本原則は貫いておるつもりでございます。

ただ、全国には三千三百ございまして。その中で、お断りを事務方でしたものでございまして、知事さんとか市長さんから強く直接私に要請がございまして。人事はそういう意味で地方団体の皆さんが決められることでもございまして、強い要請があつてそれにこたえないというの、強いか弱いか、こういう思いもいたしまして、そこまで強く言われるならということで求めにに応じたというのが要件でございます。

をしない、こういうことにいたしておるわけでございます。その原則は貫いたものと私どもは理解をいたし、今後、地方団体また自治省ともその交流人事というものが、我々は受け入れる、我々の方から地方に出向するわけでございますが、地方分権、新しい地方自治の時代を迎えたこのなかでありますので、その交流というものがより実効あるものにならないければならない、このように理解いたしておるところでございます。

○高橋令則君 終わります。

○委員長(薬科瀬治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後一時十分開会

○委員長(薬科瀬治君) ただいまから地方行政・警察委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 地方交付税法第六條の三第二項の問題について質問いたします。

この条文の質疑は、恐らく何十年も地方行政委員会ですらやっていないんじゃないかというふうに思っています。依然として抜本的な改正がされてないというところで、非常に残念に思っております。もうそろそろ抜本的な改正をぜひやっていただきたい、そういう立場で質問をしたいと思っております。

平成十年度財源不足の補てん措置という表があります。それを見ておきますと、地方財政収支財源不足額約五兆四千億、そのうち特別減税による減収が七千五百億、これはちよつと外へ置いておきまして、通常収支の不足額が四兆六千億、そのうち一兆八千九百億は地方債財源対策債で賄う。問題は地方交付税の方です。二兆七千億。その二兆七千億というものは、本来、当然これは国にお

いて見るべきものではないかなと私は思います。ところが、国が見ているのは二分の一、約一兆円、そして地方が同じように約一兆円。なぜここで一兆円地方に負担をさせなければならぬのか、私は大変疑問に思っております。これは、地方交付税法第六條の第三項に私はこのやり方は違反している、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 第六條の第三項の規定は、交付税が中期的に不足している場合の措置を定めたものでございますが、この規定の解釈につきましては、この規定に基づきます制度改正を昭和五十二年、五十三年に行いました際に国会でもいろいろ議論がございました。

その際に、内閣法制局の方から、ここで言う制度改正というのはどういうものなのかということの見解を求められまして、この規定のしりからうかがえるように、法律は広い選択を許しているということ、恒久的な制度改正はもちろんであります。この五十二年と五十三年にいたしましたように、特例で総額をふやしてその償還を一部一般会計において後年度負担するということを法定化すること、この地方交付税制度の改正に該当するということ、見解が示されておりました、そういうことに基づいて以降の制度改正が行われてきているということでございます。

○山口哲夫君 大蔵省も同じ考えでしようか。

○政府委員(寺澤辰廣君) 平成十年度の地方財政収支見通しにつきましては、ただいま自治省より答弁のあったところの考え方を踏まえつつ、また私どもは、財源不足については、国と地方という公経済の車の両輪がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえまして、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう所要の措置を講ずることとしたところでございます。

○山口哲夫君 財政局長、今法制局の見解を述べられたんですけれども、そういう一時的な対策ということもあり得るかと思えますけれども、それはほんの数年の問題であつて、恒久的に行われるということになると、その解釈そのものが違ふんじゃないでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) この六條の第三項の事態に該当した場合に、その年にどういうふうな制度改正を行うかということでございまして、この法制局の見解は、五十二年あるは五十三年度のいろいろな議論があつたときに示されておるわけでありまして、もちろん制度改正は幅の広い選択が許されているということでありまして、その時々でも、恒久的な制度改正ができる場合にはもちろんそれが望ましいわけでありまして、そういうことも含めて、制度改正としては広い選択が許されている、単年度のものでありまして暫定的なものも含めて制度改正ということが可能であるということが示されておるものというふうに私も考えております。

○山口哲夫君 恒久的というのは何年くらいのことと指すんでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 一義的に年限をもつて示すのは難しいと思ひますが、恒久的な制度改正というのは、一番端的に申しますと、交付税率を引き上げるといったようなことが恒久的な制度改正になるわけでありまして、よほど次の事態が大きく変わらなければ、税率を引き上げた場合の制度改正というのはその後ずっと続くわけでありまして、そういう意味合いのものを恒久的な制度改正として理解すればいいんじゃないかというふうに考えております。

○山口哲夫君 あなた方の先輩の石原さんと遠藤さんが書かれた地方交付税法逐条解説という本があります。これは昭和六十一年に発行された本で、私どもはそれを随分勉強しております。その中にこういうことが書いてあるんです、九十ページですけれども。

今あなたがおっしゃった制度改正、本来であれば税率を上げるのが私は当然だと思ふんです。しかし、税率が上げられない場合においては制度改正をやってもいいと書いていますね。その制度改正

正についてこう書いています。制度改正の内容については、「構造的に生じている地方財源の過不足を解消できる程のものでなければならぬ」というのが本来の趣旨と解する。そして、「これによつては地方財源の過不足が恒久的に解消されない場合に、交付税率の変更を行うことになる。」と書いてある。

だから、恒久的に解消されていないわけでしょう、今、相当の年数をかけなければこの財源の不足というのは埋められない、今回の法律案、そうですね。平成十三年から二十四年度まで十一年からなければ一般会計からの繰り入れが終わらないんです。

法定加算というのがありますね。自治省と大蔵省といういろいろやりとりして、財源が不足するから法的に加算をしましょうという、これは両大臣の大体覚書によつてやるものだと思うんですけれども、それが平成十一年度から二十五年度まで十四年間にかけなければこれが入ってこない。こんなことで果たしていいんでしょうか。これは明らかに、恒久的に不足しているということから解釈すれば、地方交付税率の引き上げを自治省としては大蔵省に強く要求するのが当然じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 財源不足は、毎年度の財源不足がその六條の第三項に規定しているような事態に該当するかどうかで判断すべきというふうに考えております。それに対応いたしましてとりまいた制度が恒久的な制度でない場合でも、法律で、後年度の一般会計の負担も含めて法定化するという意味で、ここで言う地方交付税制度の改正に当たるというのが、これまで法制局の解釈でございまして、私どももそういうふうに考えておるわけでございます。

なお、交付税率の引き上げの問題でございまして、これは、交付税率の引き上げを含みます恒久的な制度改正がこの法律の趣旨からいって望ましいということはそのとおりでございまして、地方財政の側からいいますと、そういうことが望ましい

ということはそのとおりでございまして、十年度の地方財政対策におきましても、この交付税率の引き上げを含めて国庫当局の方と折衝、検討を行ったところでございます。

しかしながら、その一方で、構造改革が十年度からスタートするように、国、地方を通じて非常に厳しい財政状況、これは共通の厳しい財政状況にあること、その構造改革を通じて財政赤字の縮減ということで、これも共通した目標を設けるといふことで、法律をつくつてその中期的な財政の健全化に取り組んでいくということでございます。まして、そういったような状況を考え合わせ、恒久的な制度改正は今困難しいということから、今度の交付税法で御提案申し上げておりますような制度改正を御審議いただいているということでございます。

○山口哲夫君 そうしますと、平成十年度の財源不足に対する解決策として、大蔵省に対しては税率の引き上げは全然要求していなかったということですね。

○政府委員(二橋正弘君) 今、私はそういうふう

に申し上げたつもりはございませんで、十年度の地方財政対策においても交付税率の引き上げを含めていろいろ国庫当局と折衝、検討いたしましたということを申し上げております。ただ、その結論として、先ほど申しましたような客観情勢をいろいろ考え合わせて今回のような三年間の制度改正を御提案申し上げているということでございます。

○山口哲夫君 私は、自治省の折衝の仕方が非常に弱いんじゃないかと思ふんです。私は現場にいたことがないからわかりませんが、自治体の立場をもつと考えたならば、今、大蔵省次長が、車の両輪なんだから、要するに国も地方も車の両輪でやつていかなきゃならぬんだから、今こういう財源が苦しいときにはお互いに苦勞し合おうじゃないかと、そう言われればそうだなというところで簡単に引き下がっているんじゃないんですか。

車の両輪というのは大臣もよく使われるんですね。橋本総理も時々車の両輪と使ってます。私はちよつと気になってる言葉なんです。非常に格好がよく聞こえるんですね。大きさは同じなんです。しかし、地方の車の方は空気が漏れて非常に安定してない。だから、そんなに走ったら左にもうそれこそ転んでしまうんじゃないかと思うんです。だから、車の両輪、大きさは同じだけれども、中身は全然違うということをもう少しやっぱり自治省は理解して、自治体の立場に立つたら、大蔵省と大げんかするくらいにやってもらわなければ困ると思うんです。

ここに地方財政赤字のGDP比の国際比較があるんです。日本は国際比較二・〇。カナダが一・二、ドイツが〇・七、アメリカが〇・六、イタリアが〇・四、イギリスが〇・三、フランスが〇・二。日本が一番悪いと書いてあるんですね。地方財政の赤字の比較が一番悪いんです。ところが逆に、国の財政赤字のGDP比の比較はどうかといえ、イタリアが八・八、イギリスが六・九、フランスが四・九、アメリカが四・一、カナダが三・八、日本は三・七で、順番からいくと六番目なんです。だから、国と地方の赤字財政を比較すると、国の方がまだ安定しているということなんです、国際的に見て。

そういうことを考えたら、いかに地方自治体の財政赤字というのは深刻なものであるかということとを私はやっぱり大蔵省は少し理解してもらわなければ困ると思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(寺澤辰廣君) 国、地方とも極めて厳しい財政事情の中で、御承知のように、財政構造改革法におきましては、国、地方を通ずる財政構造改革を進めるということで、私も財政構造改革に努めているところでございまして、国だけがまたは地方だけがどうということでは予算編成過程において議論したものでございませぬ。

○山口哲夫君 かつて大蔵大臣と自治大臣がその年の財源不足についてお互いに覚書を取り交わしていることが何回ありました。今私はそれを

持っていませんけれども、覚書をちゃんと取り交わしているのに、次の年になるとそれがまた修正された覚書になってくる。何回か繰り返されていく。

そのとき、私は、大変失礼だったけれども、大蔵大臣と自治大臣を比べるとやっぱり大蔵大臣の方が絶対に力があるんですね。何で両方で覚書を交わしたのに、簡単に自治大臣は下がって次の新しい覚書に変わっていくんですか、これほど自治大臣というのは力がないんですかと皮肉を言ったことがあるんです。

私は、上杉大臣は実力者だと思っているので、もう少し大蔵大臣と渡り合って、国際的に見たって地方財政の方が国家財政よりも苦しいことははっきりしているんだから、もつとやっぱり強力な折衝をしてもらわなければ、いつまでたってもこれは解決されない。恒久的に地方財政の赤字が続いていく。こんなことでは困ると思うんですが、どうですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 私は、委員の認識とはちよつと違うと思っています。

というのは、年度内予算編成を目指すために国家財政の枠を決めます。我々は地方財政の枠を決めなきやなりません。地方財政の枠が決まらない以上は年度内予算編成に着手できないんです。ですから、我々はぎりぎりまで交渉をするわけでありませぬ。

その証左の一つは、財政構造改革、財政が国も地方も非常に厳しいわけですが、例えば地方共有の自主財源としての地方交付税、平成九年度対八年度は一・七％の伸びしか確保できておりません。しかし、平成十年度の地方財政計画では二・三％伸ばすことができておるわけです。その事実から見ても、決して我々は弱腰でやっておるわけではな。

また、覚書について、引き下がっておるんじゃないかと。とんでもない話で、我々が引き下がらないから大蔵が譲って、ちゃんと地方財政運営に支障のないようにという願いも込めたものとして

覚書が取り交わされているものと思っておるわけでありまして、そういう弱腰では私はやりませんでした。これまでもやっていないと、こう思うんです。

ですから、予算編成を、我々がやる以上は、国の財政だけ決まったってやらせません。また、できません。地方財政計画が決まらない以上はできない。我々の要求は最後の最後までぎりぎり要求していく、地方交付税率のアップについても最後までやった、こういうことであります。

○山口哲夫君 覚書の話は昔の話ですけれども、大蔵大臣と自治大臣が決めたことをそのとおりやればいいんです。やればいいのに、もう翌年になつたら、今度は自治省の方が弱腰になつてそういう覚書の修正をやるから、これは大蔵大臣の方が絶対的な権限を持っているんですと皮肉ったことがあるということなんです。そういうことは今ないのはいけけれども、どうもちよつと不安なんです。

それから、国の方が苦しければやっぱり自治体も苦しんだというふうなことをよく言いますね。そこで、非常に心配なのは、今度十六兆の景気対策をやりますね。やる——自民党を先頭に与野党三党で十六兆の景気対策をやるって言っているじゃないですか。やるとした場合に、これは自治体に対する大変な負担が強いられると思うんです。私は、国が全部負担してやりますかどうかですか。

大蔵省、仮に十六兆円の所得税減税を初め公共事業をやつたとときに、これは国の政策であるからすべて大蔵省がやり、自治体には負担はかけませんと断言できますか。

○政府委員(寺澤辰廣君) 先生今御指摘の十六兆の話は、あくまでも与党の決定として我々は了解しているわけではございまして、政府といたしましては、与党の案を受けとめまして、今後勉強していきたいと考えております。

○山口哲夫君 今年度もそれから前年度も、国の方の公共事業というのが行われれば、それに伴っ

て当然自治体に負担が来るわけでしょう。

特に今年度は、さつき申し上げましたように、特別減税による減収というのがありますね。こういったものが通常収支の不足にもつながっていくわけでしょう。そうすると、最後は結局、今言つたように、本来国が全部持つべきなのに、自治体が半分持たされているじゃないかと。そういうしわ寄せというのは、国が景気対策をやれば必ず自治体にしわ寄せが来るということを言っているんです。

だから、今年度の自治体に対するしわ寄せと同じようなことが、十六兆円の景気対策をやればまた出てくるんじゃないかということなんです。それは当然のことではないですか。どうですか、大蔵省。

○政府委員(寺澤辰廣君) 具体的にその特別減税なり減収の姿が今ははっきり申し上げられる状況にございませぬ。

私も、減税について、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うということ、我が国の財政への信任を失わせるという意味で弊害があるというふうな一般論として申し上げているところでありまして、先ほど申し上げましたように、与党の案を受けとめた上で今後勉強させていただきたいと思ひます。

○山口哲夫君 いや、そういうことを聞いているんじゃないんです。今年度も所得税減税をやつたわけでしょう。すると、当然所得税に掛ける三二％は交付税、減ってきますね。その穴埋めもしなければならぬということで減税補てん償とかそういうものを出していく。そういうものが結局一般の通常収支の不足にもやっぱり及ぼしてはくるでしょう。これは当然くるでしょう。くる

と、結局は最後どうなるかといへば、この図面のように国が半分、地方が半分持つということ、国が全部持つのならいいですよ、何でもここで地方が二分の一持たなきゃならぬのかと。こういう例からいへば、これからの十六兆円の問題を考えた場合に、同じように自治体に対する負担がか

かつてくるんでしようということを聞いています。です。

○政府委員(二橋正弘君) 今、話題になっております景気対策につきましては、先ほど大蔵省からあったのは政府共通の立場でございまして、そういうことで御理解いただきたいと思います。

過去のものがどういった影響を及ぼしていることにつきましては、例えば十年度で申しますと、減税の影響は先ほど申しました通常収支の不足とは別でございまして、減税の影響は、きつき委員が七千五百億余と言われましたそれについては減税の影響額を補てんいたしておると、通常収支はそれとは別であります。したがって、これは十年度限りのものでありますから、減税に伴う減収は十年度限りのものでして手を打っておるということでありまして。

それから、過去に景気対策なんかで事業を追加いたしまして、それにもちろん国庫なり地方負担を伴うということは当然あります。これは基本的に、地方の財源配分がどうなっておるかという基本は、例えば公共事業について言えば国の方は事業によつては三分の二を持って二分の一を持っておりまして、その地方負担は地方が行われるという前提で、それを前提にして財源配分が行われているということでございます。それで、税金は交付税まで入れますとおおむね一対一になる、さらに補助金を入れるとそれが二対一になるという形で、税源配分はそれに見合せて行われておりますから、そのことが地方にしろ寄せをしたら地方に負担を転嫁したということにはならない、それを前提にして今財源配分が成り立っているというところは、これはぜひとも御理解いただきたいと思っております。

○山口哲夫君 通常収支の不足というのは、もろもろの要素が最後は通常の収支の不足になってくるというところは私は言っているんですよ。確かに特定の所得税減税という場合にはそれに対する措置はそれなりにしているんでしようけれども、す

べての問題をひっくりめるとそういうことになってくるんでしようというわけですね。

それで、公共事業の話が出ましたけれども、一九九二年、三年、これは政府として大変な景気対策をやった年ですね。巨額な公共事業をやられたわけですね。それが結局、自治体だって財源負担しているんですよ。三年後から今度は償還が始まるんですよ。そうしますと、突然三年後の九五年度、これは財政不足額が七兆円になっておるわけですね。その前の年までは五兆九千億円なんですよ。ところが、巨額な公共投資を国の政策としてやったために自治体の財源不足が九五年度は七兆円、九六年度は八兆六千億円と、こういうふうな膨れ上がってくるわけですね。

ですから、私が一番心配なのは、これから十六兆円の景気対策をやられる場合にそういうしわ寄せが自治体財政に必ず出てくるんでしようということですね。これは自治体はたまったものではございません。大体自治体は単独事業をたくさん回されることは形としてはありがたいですね。しかし、財源を伴っているならいいんだけど、単独事業と一兆円つづけるならいいんですけど、そうじゃないわけでしょう。単独事業はやっぱり自治体の努力でもって何とか財源対策をしなければならぬ。

だから、そういうふうな影響が自治体に出てくるんで、今回行われようとしている十六兆円の景気対策については、自治体財政に今までのような形で面倒はかけないということをし、大蔵省の方で腹を決めてほしいと思うんですがね。

○政府委員(寺澤辰廣君) 繰り返しの答弁で大変恐縮でございますが、今後勉強していく中で、先ほど申し上げましたように国と地方という公経済がバランスのとれた財政運営が行われることが必要であるというふうな考えておられて、今後ともそういう観点から自治省と協議をしてみたいと思います。

に言わせると地方交付税法六条三の二項の精神に反するということをお願いいたすわけですね。だから、国がやることなんですからそれは当然国の財政で賄ってもらわなければ、こつちがせひやつてくださいますと云っているじゃないんです。ぜひ景気対策で公共事業をやつてくださいます、じゃ自治体が一部負担しなさいと、そう言っているんじゃないのか。それと、もうこれ以上どうにもなりません。もう公共事業、公共事業でもって道路をつくつてもうのはありがたいけれども、それだけ負担しなさいやらないんだから、その前にやらなきゃならないことがたくさんあるんで、本来であればそんなに公共事業、公共事業でもって景気対策をやつてもいいじゃないんです。ですから、頼みもしないことをやって、その負担をおまへの方で少し持てというのには私は少し虫がよ過ぎるんじゃないかなと思うんです。私はそういうことを考えているから、きのうも総理に對して、景気対策をやるのであればむしろ消費税の減税をやつた方が景気対策のためにはずっといいですよと、そういうことを申し上げたんですがね。

だから、そういうことを考えた大蔵省、もう少しその辺を理解してもらわなければ困ると思うんですよ。自治体だって役に立っているんだから自治体も財源を負担せよと言われたら、そう簡単にはいかないと思うんですよ。欲しくもないものを隣のうちらから持つてきて、これあんたにあげるから一部負担しなさいなんて言われたら困るんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(寺澤辰廣君) あくまでも今後検討していくわけでございますけれども、景気対策ということで検討する場合には、今、先生が御指摘されておられますように、国だけであって地方は全くやらされるんだというところだけではないのかどうかというところについては、必ずしもそうという面ばかりではないんじゃないかという感じがしております。いざいかにいたしましては自治省と十分協議をして勉強をしていきたいと思っております。

けれども、もうちょっとつき合ってください。済みません。

結局、今政府がやることについて必ずしも自治体は全部が全部要らないものではないものじゃないでしようというお話はされました。そうかもしれない。しかし、自治体の立場に立つと、その公共事業をよこすならこつちをくださいと言いたいものがあるんですよ。それは自治体が選択をするべきものなんです。国の五カ年計画に基づいて港湾はこれだけの仕事、道路はこれだけの仕事と決まっちゃうわけですね。そうすると、港湾よりはもっと学校の改築や急がなきゃならない仕事がたくさんあるんだ、こつちをやりたいんだけれども、そうかといってこつちの財源くださいと言つても、国の方の五カ年計画に学校なんというのは入ってない。そうすると、港湾の方もつき合いておかないと、この次に補助金をつけてくれないんじゃないかと思うと、こつちをやめても無理して国の計画の方にやつたりどうしても協力せざるを得ないということになるわけですね。

そこで大臣、地方分権推進委員会から第二次答申、特に国の国庫負担金、補助金等の問題についてこういうものが出てくるんですよ。

総合的に樹立された計画に従って実施されるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずその対象を国家的なプロジェクト等広域的效果をもつ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備に係る国庫負担金については、類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていくこととする。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減することとする。

要するに、いろいろと今申し上げた五カ年計画のようなのをもっと広域的な効果を持つ事業等に限定をしていく必要があるんじゃないかと。

それから、住民の生活基盤にかかわる国庫負担等についても、これをいろいろな立場から検討して縮減、採択基準の引き上げ等をやりなさい。要するに、結果的には自治体の単独事業というところを重点に置いてやるようにしなさいという趣旨の分権推進委員会の答申があるわけなんです。ですから、分権推進委員会の趣旨からいえば、私は公共事業について、五カ年計画でこれは自治体の負担分です、補助金分です、負担金分です、そういうお金を、この際、何兆円になるかわからぬけれども、全部自治体にもらえたいんです。そして、これを特会なら特会でもらって、そして特別会計で自治体の方に全部配分して、後は自治体の考え方です。私はこの分権推進委員会の趣旨に沿ったならばそういう発想が出てくると思うんです。分権計画を早晩つくらなかならないということからいえば、財源配分等も含めても自治体自身が自主性を持って仕事ができるような分権推進計画をつくるようなイニシアを大臣にとっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(上杉弘君) 委員おっしゃるように、国は国だ、地方は地方だ、我々は勝手にやるよ、それではちよっと国家として同じ国づくりをしていく以上、あるいは立ちおくれた地方の社会資本の整備をしていく以上、国の力というもので支援しなければ地方単独ですべてできるといふものじやなからうと私は思うんです。されども、御指摘のように、地方単独事業は地域の住民から最もニーズが高く、極めて機動性に富んだ対応のできる事業であることには間違いありません。

今回のこの御指摘でございますが、地方分権推進委員会の第二次勧告においては、公共事業に係る国庫負担金については、「国家的なプロジェクト等広域的効果をもつ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに」というくだりがございますが、これは当然御指摘のとおりでございます。めり張りをつけるためにはそういうものが要だというのは全く同感でございます。

す。あわせて、「住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については」、「地方の単独事業に委ねていく」というのが方針として示されておつて、これもそのとおりかと思ひます。

ただ、この勧告や構造改革の推進についての閣議決定等を踏まえ、公共事業等について、補助対象の縮減あるいは採択基準の引き上げ等によりましてその重点化を図るといふことは、これはめり張りをつけるということですから、この重点化を図るとともに、これに対応して、地方単独事業につきましても地方公共団体のニーズを踏まえて地方財政計画の策定を通じて必要な事業量とそれに対応した財源の確保に努めていくというのが自治省の姿勢じゃなければならぬ、こう思うんです。

地方分権という問題がありますから、自治省が主導の立場をとって強い姿勢で国に迫るといふことだけでは相済みぬものもございます。先ほどから申し上げておりますように公経済の両輪として、どっちがパンクしても膨れてもいかぬわけですが、これはどっちかが片ちゃんばになれば絶対、委員は先ほど左に行つちやうと。右の方がパンクすれば右の方へ行つちやうわけですから、どっちも同じように回すためにはやっぱり財政的には整合性を持たせなさいかぬ。その中でめり張りをつけた公共事業というもののどういうふうな我々に対応していったらいいのかというのがこの分権問題も含めて考えていかなきゃならぬことじやないか、こう思つております。

今、片ちゃんばと言ひましたが、バランスがとれなさやうということで、謹んで訂正をさせていただきます。

○山口哲夫君 自治体の方に負担がかかっているんですよ、この車輪は間違ひなく。それはさつき国際的な比較から私はそう言つたんです。

それで、国の方針と自治体の方針と全く別々でいいとは言つていないんです。五カ年計画というのは国がつくるんです、あれは、港湾整備五カ年計画、道路整備五カ年計画、それじゃ、それに

もつと自治体の意見というものを集めてみたらどうかと私は言つてます。公共事業をやりたいのであればどういふ仕事を三千三百の市町村はやりたのか、一回十カ年計画で出さなさい。それを全部集約して、それと国の考えを十分議論して五カ年計画を立てるのならないんです。頭から整備五カ年計画全部決めてくるわけでしょう。しかも、一年間で〇・何%しか変わらない。そういう国の独断的なやり方が私は地方分権を必要としてゐる、これにつながつてきたらどう思うんです。

そういうことで、ぜひひとつその辺も私は一度考えて、特に大蔵省はこれから国家予算をつくるわけですから、建設省の言うこととか農林省の言うことだけを聞くじゃなくして、もつとやはり、自治体はそれじゃ本当にそれだけのものを要求しているのかどうなのか、ちゃんと計画を出させてその上に立つて公共事業をつくるのならちゃんと五カ年計画というものをつくらせたい方がいいと思ひますよ、私は。

もうあと三分しかなくなつたので、通告しております。法人事業税の課税方法、これは外形標準課税にやっぱり改めるべきだと思ひます。これは税制調査会においても何回も答申が出されて、検討しなさい、こういうふうになされていくわけですが、私は、企業というのはそれぞれの自治体の中でそれなりのサービスをみんな受けているわけですから、赤字だ黒字だということには関係がないだろうと思ひます。しかも、法人事業税を見ますと、六五%が赤字でもって納めていないというんですから、これはやっぱり問題があるんじゃないかなと思ひます。そして、景気変動にどうしても影響を受けやすくなつて、自治体の税収も非常に上がったたり下がったりするわけです。

ちなみに、平成三年度は六兆四千七百億円だったのが平成六年度になると二兆円以上減つてしまふ。そして平成八年度になると今度は八千億上がるとか、物すごいバランスがあるわけですね。これじゃやっぱり困るので、外形標準課税方式にも

うそろそろ改めるべきときではないかと思ひますけれども、自治省、いかがでしょうか。

○政府委員(成瀬宣孝君) 法人事業税のあり方につきましても、ただいまの御指摘ございましたように、従来より、事業が地方団体から受ける行政サービスに必要な経費について分担すべきであるとの考えに基づきまして、事業の規模や活動量を示す何らかの外形基準により課税されることを望ましくされております。

この地方法人課税の今後のあり方につきましては、昨年末の政府税制調査会の答申におきまして、「地方の法人課税については、平成十年度に於いて、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされ、今後政府税制調査会等の場において検討が進められることになっております。

この外形基準の導入につきましては、具体的な外形基準のあり方は何を物差しとするか、あるいは税負担がどのように変動するか等、なお検討すべき課題もたくさんございますが、都道府県の税収の安定化に資するなどの意義が十分あります。ことから、自治省としてはその実現に向けて努力を重ねてまいり、今後、政府税制調査会等の場で広く各界各層に御議論をいただき、大方の御理解を得られるようさらに努力をしてまいりたいと考えております。

○山口哲夫君 終わります。ありがとうございます。

○岩瀬良三君 しんがりでございますけれども、地方財政計画を中心にして質問したいと思ひます。

昨年の秋でしたか、県それから市町村の財政当局の方と話したんですが、予算が組めないということをおっしゃつておられました。そういう中で五兆四千億の財源不足対策が出されたわけで、その対策に対しては多とるところでございます。そういう中でございますけれども、先ほど来各委員の先生方から御指摘のように、いろいろ問題点があるということだろうというふうに思ひます。

ざいます。
財政計画、資料をいただいておりますけれども、伸び率はゼロと。ただ、一般歳出という見方でいきますとマイナス一・六％だというふうなことでございますし、また公債の発行は抑制をされましたけれども、公債の償還費の方、これはもう八・八％、九％くらい伸びている。また借入残高も非常にふえておるといふような中でございます。

そういう中でこの地方財政計画を一つの参考として組まれた当初予算、これはまだ三千三百余の地方団体全体の集計はできておらないと思っておりますけれども、この二十八日に新聞で都道府県と政令市の一部の集計が発表されたわけでございます。地財計画はゼロだったんですが伸び率は三・二。ただ、一般歳出と申しますか実質的なものについて、これは一般歳出というより市町村との調整を図ると実質上〇・九％というふうなことで、地財計画よりも下であるわけでございまして、単独も四％の減に對しまして七・四％の減というふうなことでございまして。

また、全体の集計では姿がまた変わってくるだろうと思っておりますが、私の昨年来からのお話としていたことから考えると、ここでも議論されておりますけれども、地方団体は非常に厳しい状況ではないかと思うわけでございまして。全体はまだ集計されておりますが、この県の集計ができた段階での感想、これはいかがでございましょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 都道府県の当初予算を集計した状況で申し上げますと、三県ほど選挙の関係で骨格予算にしておるところがございまして、それを除いた県で全体を見てみますと、規模は地財計画が〇・〇というところでございまして、実質的な規模で県は一・〇というところでございまして。

それから、歳出の面では、計画の大きなものとして人件費が〇・九％増で組んでおりますが、県の予算は〇・三％増と。それから公債費は、地財

計画が八・八に對して九・六という増で組んでおる。それから普通建設事業は、地財計画が六％マイナスでございましてが県の方は八・一％マイナスという形になっておる。これは補助と単独を合わせてございまして。

それから、歳入で大きな税でありますけれども、これは地方消費税の平年度化もございまして、計画は八・五であります。これは六・〇で組んでおるといふ状況。それから地方債が、九・一のマイナスというふうな計画であります。県の予算では八・五のマイナスというふうな状況になっておりました。地方財政計画の傾向とほぼ同じような傾向で県の予算が組まれている、そういう状況にございまして。

○岩瀬良三君 私、県だけの場合を見ますと、個々の県はいろいろあるわけでして、私も県がおります千葉県などは単独が二七％くらい減というふうなところもあるわけでございまして、平均すると地方財政計画の方向に似ているかなというふうなふうに思っております。さらに弱い弱小市町村ではなお厳しい点が出てくるだろうというふうな予想しておるわけでございまして。

そういう中で、いただいた資料を見ますと、地方債依存度の改善というふうなことで二・七％と前年度より若干よくなったとか、一般財源比率の改善が若干ふえたというふうなことで健全化となる項目を並べておるわけでございましてけれども、こういういろいろな要素はあるにしても、税の問題も今お話がありましたけれども、平成十年度の政府の経済見通し、これが名目で二・四、実質で一・九％とされておるわけでございまして、こういうものを参考に恐らく税の収入等を計上されておるんだらうというふうなふうに思っております。

たまたま平成九年度の場合を見ますと、政府の見通しが名目で三・一で実質一・九であったわけですが、今実質一・九になるといふふうに考えている人は一人もいないと思うわけでございまして、ゼロを割り込むんじゃないかというふうな話

もされておるわけでございまして。予測数値でございまして多少の差はやむを得ないというふうな私も思いますけれども、大幅な違いということになるとこれは事問題になってきて、入らなくなつてしまふ。ふえる分にはまだいいにしても、入らなくなつてくるというふうなことであるわけでございまして、昨年度も非常に補正で税の減額をやられた県も、市町村もそうすけれども、あるわけでございまして。

こういうことから考えて、平成九年度の場合、非常に実質上の成長率が落ち込んだわけでございまして、自治省の方で見込んでる税収に對してこういうゼロを割り込むというふうなことになる。てきた場合に税収の見込みはどのくらいに予測されるのか、試算といいますが、そういうものが現在あればお示しいただきたいと思存します。

○政府委員(成瀬寛孝君) 平成九年度、本年度の地方税収の見込みについてお尋ねをいただきましたが、今年度の税収につきましては、まず道府県税の方で申し上げますと、十二月現在の状況が、地財計画ベースの調定額累計で、個人住民税が対前年度比一〇・六・九％となつておるもの、法人住民税が九七・〇・、法人事業税が九五・一％とそれぞれ落ち込んでおることによりまして、全体で対前年度比一〇・〇・七％にとどまっております。

また、市町村税につきましては、これは悉皆というところではなくて道府県庁所在市あるいは政令指定市などの四十九団体の抽出調査になります。が、十二月末現在の状況で申し上げますと、個人住民税は対前年度比一一・〇・八％、固定資産税が一〇・四％となつておるもの、法人住民税が八九・三％と大きく落ち込んでおることなどによりまして、全体で対前年度比一〇・二・一％にとどまっております。

こうした中で、今年度の地方税収入は、現在の状況がそのまま推移いたしますと地方財政計画で見込んでおりました額三十七兆百四十三億円をかなり下回るのではないかと思込んでおります。このまま推移すれば、あくまでも見込みでございま

すけれども、地方税収全体としては一兆円を超える減収になるのではないかと考えております。

○岩瀬良三君 地方団体としても容易ならざるところにあるわけでございまして。かなりの程度での減収が見込まれるということであるわけでございましてけれども、地方団体も一生懸命やりくりをしているというのが実態じゃないかと思うわけでございまして。

そうしました場合に、平成十年度の政府の見通しでは実質一・九％の伸びを期待しておるわけでございましてけれども、この一・九％の伸びを発表されたときに、今年度はそんなに伸びないという論調がかなりあったわけでございまして。これについて、一・九％を前提として地方財政計画は成り立っているだろうと思うわけですが、この政府経済成長見通しの利用ということと、この一・九％の確保は可能かどうか、そこら辺のところをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(成瀬寛孝君) 政府は、今回の二兆円規模の特別減税を含みます予算、税制面の措置あるいは金融システム安定化のための公的資金の活用など財政、金融両面にわたってさまざまな措置を講ずることとしておりました。こうした取り組みが相まって平成十年度の経済見通しにおける実質経済成長率は現段階で一・九％になるものと見込んでおります。

地方税の収入見込み額は、最近の経済状況、国税の見積もり、税制改正の影響などを勘案いたしまして、平成十年度は対前年度比三・九％増の三十八兆四千七百五十二億円と見込んでおります。が、政府経済見通しとおり経済が今後推移していくとすれば、全体としては地財計画上の税収収入見込み額は確保できるものと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後の経済の推移と地方税収の動向につきまして十分留意してまいらねばならないと考えております。

○岩瀬良三君 このところ経済成長の見込みの差というのが非常に大きいわけなので、国の方でも臨機応変というふうな言葉を使っているいろいろな対策

をとられておりますので、地方財政の面でもそういう臨機応変な措置でもって地方財政が困難になつてきた場合にいろんな対策をとつていただくよう要望しておきたいと存じます。

それから、今度は地方交付税関係でちよつと質問させていただきます。

これは今、山口議員の方からもお話がありましたけれども、交付税制度の改正がなかなか行われない、解釈には弾力的なところもあるようでございまいし、なかなか抜本的な改正には至つておられないというふうなこともあるわけでございまして、大蔵省と自治省の交渉も、大臣の方からお話がありましたけれども、なかなか厳しい交渉であろうというふうなことも推量されておるわけです。

しかし、そうはいつても、我々にはその交渉の中身について明らかにされているわけではないので、ここら辺をもう少し透明化していただくという方がたいというふうに思ふわけでございまして、なぜそんなことを言いますかという、これはもう去年の秋に新聞にも出ていたんですけれども、大蔵省の方針で交付税の減額を図ろうというふうなことが報道されているわけでございまして、一般会計から支出する特例措置を一兆円程度減らす方向で一般会計の規模を抑えるというふうな記事も時々出るわけでございまして、ですから、その辺のところの交渉経過というのがある程度ガラス張りにする必要があるんじゃないかというふうに思ふわけでございまして、

また、先ほども議論になったところでございまして、対策をしたというところであるわけでございまして、けれども、一面の見方であればそれは固有のものだということの差というのは今後ますます出てくるんじゃないかというふうに思ふわけでございまして、

以下、お聞きするようないつにきましては、大蔵省の方がいいわけですねけれども、今回は自治省の考え方ということでお聞きしたいと

思ふんですけれども、一点は、交付税の特会の直入の問題があったわけですね。これは先ほど小山先生からお話もありましたので、これは省きます。もう一つの交付税の問題、これはもう交付税があつたときからの問題ということなんです、算定の基礎であるいろいろな要素、これが実態として歩いてしまふわけですね。歩いてしまふ結果どういうことになるかという、交付税の補助金化ということになるわけでございまして、私などもこれをうまく使つて予算獲得をしたという経過もあるわけですね、あくまでも一般財源は一般財源であるわけで、先ほども魚住委員の方から市街地の活性化についての、そういうふうなお話もあつたわけでございまして、余りこれが特定財源化されてくると、一般財源でしか特定財源じゃないわけですね、交付税の本来の趣旨が損なわれるというふうに思ふわけです。

今後、補助金の一般財源化ということになってくるとみんな交付税で見ましたというふうなことになるのでございまして、けれども、こういう点についてどう考えておられるのか、御説明いただきたいと存じます。

○政府委員(二橋正弘君) 交付税の算定につきまして、特定の項目を算定することによっていわば特定財源化、補助金化をしているのではないかと御意見を私どもも時々伺つたところでございまして、

これは、特に投資的経費についてこういう御指摘をいただくことがあるわけでございまして、要は交付税の算定において、例えば道路の延長面積でありますとか河川の延長とか港湾の外郭施設の延長でありますとかといったような現在ある公共施設の客観的な数値を使つて算定する、通常いふゆる静態的な算定というふうに言つておりますけれども、そういうものはやはり交付税の性格からいって基本になるべきだと思つたと思つた思つたが、それだけで果たして交付税の投資的経費の算定がいいのかどうかということでございます。これは古くは昭和三十七年度ぐらゐから、公共

事業、港湾とか河川とかといったような特定のところに大きなものができる、そういうときに、そのもそのような施設がないから客観的な数値がない、その地方が負担できないんじゃないかというふうなことから、実際に行われる事業費がある程度その算定の対象にしてきたというのがスタートでございまして、その後、義務教育とか廃棄物とかといったようなものについてはそういう算定が行われ、それから近年には単独事業の一部についてそういう実際の財政事情をとらえて算定するということが行われておるわけでございまして、

分権委員会でもこの工事費の算定についていろいろ御議論がある中で、そういういわばその実態をとらえて動態的に算定する要素と、先ほど申しました基本となるべき客観的な要素で算定する静態的な要素をかみ合わせてバランスを考へるべきだという趣旨の勧告をいただいております。

先ほど、需要の中で今そういうものがどのぐらにあるかというのは、午前中の質疑にもお答えいたしましたように、需要全体の中で、これは財源補てんの減税先行部分もみんなひくるめてでありますけれども、約一割ということを上げました。事業を追いかけるといったようなものは、公共系統、単独系統を含めてそのうちのまた半分ないし三分の二ぐらゐるわけでございまして、そういう全体の需要の中ではそのぐらゐの水準のものであります。

基本的にはやはり静態的なものと動態的なものとを組み合わせていくべきであるし、また基本は静態的なものに求めるべきだというのは私どもとしては常に考へておるところでございます。

○委員長(兼桑満治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、下相葉耕吉君及び鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として田浦直君及び長尾立子君が選任されました。

○岩瀬良三君 局長のお話を聞いて安心いたしました、できるだけ客観的な数字での一般財源というふうな点で運びをいただければというふうに思ふわけでございまして。

それからもう一つ、交付税問題につきまして、分権化時代で今その計画を自治省の方でもつくつておられるというふうに思ふわけでございまして、けれども、いろんな問題が、許可制から事前協議制というふうな流れもあるわけでございまして、その事前協議制もちよつと私も疑問に思つていゝんですけれども、合意ある事前協議制というふうな新しい事前協議制ができてきそうなんですかと思ふわけでございまして、それぞれ一つの独立した団体というふうなものとなつていくわけでございまして、

こういう団体になつていった場合、不均衡の状態がいつまでも続いていく、このところもう何年も続いているわけですね。これが続いていくということでは自治省の方も大変な御苦勞をされて交渉しているわけでございまして、けれども、そういう中で、ひとつ発想の転換を考へて、そういうことだけじゃなくていろんな案があつていいと思ふんですけれども、地方団体の代表、地方六団体の代表もそういう地方財源交渉の場に入つてはどうか、こういうふうにも思ふわけです。これは特定の人を入れるというんじゃないかと、制度上そういう人をつくつてやつてはどうかと、いろいろ発想の転換をしていく必要があるんだらうというふうに思ふわけでございまして、

先ほども新聞で発表されたことを紹介しましたけれども、なかなかそこでのいろんなやりとりというのはいずれの苦勞の制にはみんながわからないわけですね。それはもう当然そういうものを得られるものというふうな感じですね、そういう御苦勞の点もあるわけなので、こういう一つの制度についての改革のときであるので、別にこれだけを主張するわけではございませんから、何かそういう発想の転換をして

今後の地方団体と政府とのあり方というものを考えていく必要があるのではないかと思ふんですが、これは大臣の方からお答えいただいた方がいかと思ひます。

○政府委員(二橋正弘君) 今、委員から地財対策を例にお挙げになりました、地方の方の参加といひますか、意見を十分に聞いて行ふべきだ、やりとりがわかるようにということでごさいます。たの、私の方からお答えをさせていただきます。

地方財政対策は、地方にとりましてもまことに関心の深い大きな事柄でございますので年末に通常行いますけれども、夏の概算要求が終わりました後からは、地方の方からいろいろな形で、どういふふうな方向で行くんだとか、あるいは今の状況はどうなのかというふうなことの説明を求められることは当然ございすし、私どもの方から進んでいろいろな機会をつくつていただいで、首長さん方の代表、これは知事会、市長会、町村会それぞれございすし、また議長さん方の集まりもございすますが、そういうところにお伺ひしていろいろな説明をさせていただいたり状況の報告をさせていただいたりしております。それから、六団体が地方自治確立協議会というのをつくつておられまして、だんだん近づいてまいりますと、特にこういう点はぜひとも重点的に取り組んで、ここは絶対実現してほしいというふうな申し入れを幾つか絞つて大臣初め私どもの方でお受けするということは必ずございす。

それから、地方財政対策、直接今の立場で今回二回目をいたしましたけれども、それぞれのときになかなか難しい時期でもございまして、ちょうど大臣折衝が大詰めになります前後に知事会の代表政策会議というように、知事会長さんを初め代表の方々が、御本人がずつとお見えになりますので、そこで大蔵省との方いろいろな交渉の、いわば当方の戦略といひますか、そういうことも含めて、あるいはこういうところにもどうも非常にハードでなかなか折りがつけないところがある、その場合にはこういうふうな考えさせてい

ただきたいといったようなことも含めて率直にいろいろな御説明をいたしておるつもりでございまして、厳しい注文もつきましますけれども、そのところは我々としても、地方団体の皆さん方からそこを理解していただけないと幾ら苦しいし、その意味がないということになりますので、そのところは我々日常的にも非常に留意しておるところでございす。

この地方自治確立で、こういう重点的な要望をするというときにも、自治大臣にももちろん参加をしていただいで、六団体の代表の方々の意向なりあるいは自治大臣としての基本的な方針も話していただいでおりまして、委員の御指摘はこれから十分私どもも心がけてやっていきたいというふうな考えております。

○国務大臣(上杉弘君) 私は、地方のそういう問題については、その最たるものは、全国知事会議に午前中は総理と私が出ます。午後は全閣僚が出まして、そこでちやうどようはつしの議論をするわけですから、そこが地方財政とか地方行政、今度の分権推進、そういうものを直接やりとりする私は最大の場ではないかな、こういう気がいたします。

あとは、局長が今言いましたように、地方六団体との話し合いの場が持たれるわけでごさいます。そういうものを通じてやりますけれども、地方六団体の中でも全国知事会というのはい日かかって、総理も出るし、もちろん自治大臣も出るし、全閣僚が出てそこでやるわけでごさいます。地方財政の対策や地方財政をどうするかという問題は、そこが私はじっくり話し合える大きな場かなという感じが強くなりました。

ですから、そういう場で、地方もおなじりじやなくて、やっぱり詰めたものを持ってきて火の出るような議論ができることが私は大変今後の対応として必要ではないかな、こういう気持ちが強くなりました。

○岩瀬良三君 大臣からもいろいろお話があり、ただ、これは知事会議に私も出たこともあるんで

すけれども、これは知事さんとか大臣の先生方とかがちやうどようはつしてやたら時間が幾らあっても足りないというので、少し様式化してきてもおる中での問題でございすので、またそういう点もひとつお考えいただきたいと存じます。

それから、次に税制の方へちやうど入らせていただきますけれども、私どもの方は減税の継続と所得税を初めとする六兆円の減税を主張しているんですが、これは他の場所でもやるべきことだろうというふうな思ふわけでごさいます。先ほどからお話がありましたが、これは私もぜひ導入してほしい、こういう者の一人でごさいます。

私も若いときにこういう問題を一生懸命やったのを覚えておりまして、そういう意味では古くて新しい問題、新しく古い問題かと思ふんです。問題意識は皆さんがお待ちになつていらっしゃるけれどもなかなか実現しない、こういう問題だろうと思ふわけで、先ほどもある御説明いただきましたけれども、一つだけ今議論されております問題点、これについてどんなものがあるのか、簡略で結構ですが、問題点についてお話しただければと思ひます。

○政府委員(成瀬寛孝君) 外形基準の問題につきましては、たびたび御議論いただいでおりますように、プラスチック面といたしましては、事業税の性格が明確になるとか税収の安定を備えた地方税体系が構築されるとか地方分権の推進に資するということ大変なメリットがあるわけでありすけれども、これからこの実現に向けてクリアしていかなければならない課題も一方であるわけでごさいます。

例えば、課題として申し上げますと、一つには、これは外形課税ということになりますので、利益がない企業、法人に対しても課税されることになりす、あるいは業種別に見た場合に税負担がどのように変動するか、あるいは都道府県別にも税収は恐らく変動するだろうと思ひます。そのあたりの見え方についてどういふふうな考え

方ができるかといったようなことや、やはり一番大きな問題としては、外形基準を入れる場合において、具体的な外形基準の物差しとして何をとりか、付加価値とか売上高とか経費などさまざまな考え方がありすけれども、それぞれ一長一短があると思ひますので、どういう指標をとることが最も外形基準の物差しとしてふさわしいか、そのあたりについて幅広い詰めた検討をしていかなければいけない、そういうところがクリアしていかねければならない課題の主なるものであらうかと思ひます。

○岩瀬良三君 ありがとうございます。

いただいた資料で見ますと、法人数が二百四十万余、そのうちの欠損法人が百五十万余で、六五％くらいが欠損法人ということですが、先ほどお話がありましたように、社会保障のサービスはもう当然受けていると、これは皆さん御承知のことでごさいますので、またその実現に向かつてひとつ御努力をいただきたいと存じます。

それからもう一つございすますが、我々新聞を見ますと、標準世帯、夫婦二人というふうなことでいろいろ新聞をにぎわすわけでごさいます。これが基準になつていくわけでごさいますけれども、どうも最近はこの夫婦二人というものが変わつてきておりまして、これは平成七年ですが、四人世帯一九・六％に対して、一人の人が二・六％、二人世帯が二三・五％ということで、平均的な夫婦二人というものの中心性が、これを基本にしているんですけれども、少し動いてきているんじゃないか、こういうふうな思ふわけでごさいます。

政府税調の方でも昨年二月、「これからの税制を考える―経済社会の構造変化に臨んで―」というふうな報告を出しております、働く女性の皆さんの立場というふうなことも基本にしているのと考えておられるわけでごさいます。夫婦二人というのと個人での税制上の有利不利ということはないように図つておられると思ふんですけれども、どうも税制改正をした場合に単身者、こうい

う者が、全然関係なくとも何だ減税をされたというようなこともあるのか、そんな感じもするわけでございます。

そういうことのほかに、ふえていくというだけでなくて、中身もひとり暮らしの老人がふえていたり、若い単身者、これも二十代の単身者でなくて、社会の中心になる三十代後半と言ってもいいかもしれませんけれども、こういうところまで単身者がふえてきておるというようなことでございますので、こういう点も考えて、個人住民税問題についてモデルを単身世帯にも配慮した税制を考えたいた、今考えていないということじゃありませんが、そういう社会の情勢の変化に合ったような形で物事を考えていく必要があるんじゃないか。これは指摘だけでございますので、自治省の見解をお聞きして、この問題は終わりにしたいと思います。

○政府委員(成瀬憲孝君) 先生も今御質問の中で触れておられましたけれども、個人住民税につきましましては、夫婦二人の世帯が標準的でありまして、これをモデルとして税負担の状況の説明などを行ってきいてるところでありまして、決して特別にこの夫婦二人の標準世帯だけを優遇するといったような考え方には立っておりません。そうした中で、単身世帯についてもいろいろ配慮すべきではないかということでもあります。個人住民税の制度の企画立案に当たりましては、税制の基本的な原則でございます公平中立等の原則に沿って行ってきたところでありまして、世帯の構成によりまして特段ある世帯が不利益になるということのないように従来からも努めているところでございます。

今後とも、制度の企画立案等に当たりましては、課税の公平などに十分留意しつつ進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩瀬良三君 かなり時間がなくなってきましたので、ちょっと話が途中飛びますので唐突になるかもしれませんが、一つ問題点は、先ほどの地方に対する景気対策についてのいろいろな協力

依頼、その過程での今後の国のあり方、こういうものも議論されたわけでございますし、地方分権推進委員会の勧告にもこの国、地方の役割分担というのがあるわけなんです、今後景気対策をとっていく上において、別に補正をするとかしないとかということじゃなくて、いろいろな国と地方の役割分担ということについてどう考えるのか、これを自治大臣にお答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(上杉弘君) 国と地方の役割分担につきましては、地方分権推進委員会からも地方税源の充実という立場に立ったことが勧告をされております。それによれば、たびたびお答えしておりますように、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら地方税の充実確保を図っていく必要がある。これは運動したものとしましてその役割と税源の配分というものがあつたわけでございます。私もそのとおりだと思つてございまして、今後、地方分権推進委員会の勧告を踏まえて、所得、消費、資産等の間におけるバランスのとれた地方税体系や、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努めてまいらなければならない、このように考えておるわけでございます。

平成十年度においては、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に向けて、事業税の外形標準課税の課題についても専門的に検討を進めていくこととしておるわけでございまして、今後この外形標準課税のあり方につきましましてはぜひ実現を図りたい。これは地方財政にも及ぶ話でございまして、今後安心して地方分権も御推進していただくためには、安定かつ今後の伸長性のある税制というものがどうしても必要だと、私はこのように思つて一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○岩瀬良三君 それでは、最後に一つだけ大臣にお聞きして終わりにしたいと思います。

地方分権委員会でも国、地方の役割分担を明確にしていくことがこれから必要だということには言っておりますし、皆さんもそれについての議論はないようでございしますけれども、マクロ経済政策としての財政運営は国の仕事なのか、それとも政府の仕事なのか、国全体の仕事なのか、この点を大臣にお答えいただけますか、終わりにしたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) 先ほどの御質問とも関係がございしますので、ちょっと私の方からお答えさせていただきます。

委員が今おっしゃいましたように、マクロ的な経済政策とか所得の再配分とかといったようなこと、これは基本的には国の政策分野の話だと思つて、ただ、先ほど来いろいろ御議論が出ておりますように、我が国の場合にはやはり地方団体が担つておる役割が非常に大ききうございまして、世界の各国に比べても非常に大きな役割を地方団体の方で分担していただいております。

それが結果的に歳出の規模になっておるわけであります。例えば今の経済対策的なものを議論する場合に、典型的に、一つは歳入面では減税、歳出面では公共事業の追加というのがその項目になります。減税を一つとりまして、先ほど申しましたように税源配分が交付税まで入れて一対一というウエイトになっておるといふこと、それから公共事業は三分の二が地方団体の手で実行しておつて、その経費分担も物によつては三分の一あるいは二分の一、ひっくり返つて約半分というふうな形で分担しているというものが我が国の公共事業の役割分担でございします。それを前提にして財源配分も行われておるといふことでありますから、そういう歳入歳出にわたつて国と地方が現在持つておる役割の大きき、そういうものにはやはりいろんな対策をとっていく上において基本的なベースになつていくということじゃないかなというふうに考えております。

○国務大臣(上杉弘君) マクロ経済は国が地方か、あるいは国全体かということでございますが、基本的なものは国がきちつと方向づけをすべきであらう。しかし、それは常に地方行政財政との整合性があり、また理解と協力なしにできるものじゃありませんから、その方向づけのための対応というのは国全体が一体的になつて取り組むべきものではないか、このように考えております。

○委員(栗科満治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員(栗科満治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大木浩君が委員を辞任され、その補欠として鈴木政二君が選任されました。

○委員長(栗科満治君) これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○朝日俊弘君 私は、民友連を代表いたしまして、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して反対の立場から討論を行います。

反対理由を述べます前に、地方交付税の総額を一刻も早く確定すること、また沖縄振興や阪神・淡路大震災等の対策を着実に進めること等については、民友連としても同じ思いであることを念のため申し添えておきます。

その上で、まず、地方税法等の一部を改正する法律案について、反対する理由を申し述べます。

第一に、土地・住宅税制部分であります。土地・住宅税制というものは、取引時期による不公平や投機的な取引を排除するためにも、中長期的な視点に立つて構築されるべきであつて、景気対策のための政策減税とは明確に区別すべきであると考えます。この点、政府のやり方は、バブル期の緊急避難的な重課を本来の姿に戻すという面は理解できるものの、やはり目先の景気対策の道具としていじり回しているという印象がぬぐえませ

第二に、深刻な財政状況にある地方公共団体の財源確保を危うくするような個人住民税の減税には反対せざるを得ません。しかも、今回の措置のような薄まきでは、中堅所得層の税負担軽減効果もごくわずかであり、実施する意義は乏しいのではないのでしょうか。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案についてであります。

反対理由の第一は、五兆四千億円に上る財源不足額が借入金金の償還の先送りとなつた借金に上つて補てんされていることです。

特に、五年続きの通常収支不足は、地方交付税法第六条の第三項の規定、つまり交付税率引き上げなどの措置をとるべき事態に相当していると考えますが、今回の改正内容は国と地方の折半主義による借金財政を今後三年間続けるといふもので、これがこの規定が求める制度改正とは到底考えられません。

今国会は、地方分権推進を言葉から実行に移していくことが求められており、借金による自動車操業ではなく、交付税率の引き上げが税源の移譲によつて歳出構造を変えていくべきであるというのが私の主張であります。

第二は、一兆八千九百億円を建設地方債の増発によつて措置するという点であります。建設地方債は起債充当率が高く、一般財源が少額で済むことから、これまで事業効果の高そうな箱物の建設を誘導してきた面があります。土建重視から福祉や環境、文化、情報基盤整備の重視へと転換を図っていくことが急務となつており、税財源のあり方をそうした観点から抜本的に見直すべきであります。

以上、申し上げた理由から、民友連は地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案ともに反対であることを重ねて申し上げ、私の討論を終わります。

○松村龍二君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合を代表して、政府提出の地方税法等の一

部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案に対し賛成の討論を行うものであります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案は、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、企業活力や産業の国際競争力に配慮する観点からの法人事業税の税率の引き下げ、個人住民税の土地譲渡益課税の見直し、特別土地保有税の特例措置の見直し等の措置を講じるほか、地方分権を推進する観点から地方団体の課税自主権を拡充するための所要の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行い、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付対象の見直しを行うこととしております。

これらの改正は、最近における社会経済情勢、住民負担の現状及び地方財政の状況等から見て、いずれも当面の課題に的確に対応するものであり、適切かつ妥当なものと考えます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況が著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるほか、財政構造改革の集中改革期間中における交付税総額の安定的な確保を図るための特例を設けるとともに、国土保全対策に要する経費及び中心市街地再活性化対策に要する経費を初め、所要の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正することとしております。

これらの改正は、現在の経済情勢の動向、国及び地方の財政状況等から見て、いずれも地方財政の円滑な運営にとりまして極めて適切なものと考えます。

以上のような理由により、両案に賛成の意を表するものであります。

政府におかれましては、地方分権を推進し、新時代にふさわしい地方自治を確立されるよう強く要望するものであります。

以上で政府提出の両法案に対する私の賛成討論を終わります。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案に対し反対の討論を行います。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案についてであります。

反対理由の第一は、改正の最大の特徴が経団連など財界、大企業の要望にこたえた大企業向け減税にあるからです。大企業が全体として九四年度から三期連続二けたの増益にあり、地方税負担の能力があるにもかかわらず、改正案が大企業の遊休土地保有への課税である特別土地保有税、法人事業税、法人住民税などで約八百億円と見られる減税を行う一方、住民向け減税はわずかにすぎません。

九兆円の国民負担増に起因する消費不況、中小企業の深刻な不況のもとで、今必要なことは、地方税における大企業の適正負担を前提に、自治体の財源を確保しつつ、その上で真の景気対策のために消費税率の当面三％への引き下げと住民税の恒久減税こそ実施すべきです。

第二に、土地税制の大幅規制緩和が土地投機への刺激策であり、パブル再現につながるおそれがあるからです。ゼネコンや不動産業界、金融機関、その他大企業の抱える不良資産、遊休土地、開発ストップ土地を流動化させるという口実で、九一年に土地投機規制のために設けられた特別土地保有税制の規制強化策を解除し、地価税凍結、法人譲渡益課税軽減などの政策を実施することは、企業の土地投機の再現を招くものです。地価急騰によるパブル経済がどれほど国民生活を破壊し、経済をゆがめ、破綻させたかを考えれば、土地投機規制措置を解除することは断じて容認することができません。

第三に、固定資産税、事業所税などで、民法法、リゾート法、テクノポリス法、大阪湾ベイエリア開発法など、さらに電力やガス会社などを優遇する大企業向け優遇税制が依然として延長、温存され、不公平税制が正されていないからであり

ます。自治体の財源確保のためにも、抜本的な是正措置が必要であります。

日本共産党は、国から地方への税財源の大幅移譲など地方財政の拡充を強く要求し、今回の地方税法改正に反対するものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案についてであります。

反対する第一の理由は、五年連続の地方財政の大幅な財源不足、しかもこの三年間は地方交付税法第六条の第三項に該当する事態にありながら、その財源不足の大半を地方債の増発や地方の借入金で賄おうとする本改正案は、国が責任を負うべき交付税法の趣旨に反し、地方財政をますます困難に陥れるからであります。しかも、本来、九八年度に国の責任で交付税総額に加算すべき額についても、これを二〇〇一年以降に繰り延べるなど、国の責任を放棄していると言わざるを得ません。

第二に、改正案は、地方自治体の要望に背を向ける内容となつておりからであります。

本委員会でも指摘したように、介護保険導入を目前にして、高齢化社会に対応した新ゴールドプランについて七割以上の自治体が財源不足を理由に目標達成が困難とし、そのためにも算定費目の拡大、単位費用の引き上げ等の構造上の欠陥の是正を求めています。そのためには、国際的にも異常な公共事業に五兆円、社会保障に二十兆円という国と自治体の公費負担の構造の是正は急務です。

ところが、この構造にメスを入れないどころか、高齢者保健福祉費の投資的経費を引き下げるなど、国の財政構造改革路線に沿って地方自治体にしわ寄せすることは断じて容認できません。

最後に、地方分権が叫ばれる中で、真に地方自治の拡充を図り、住民の暮らし、福祉、安全を担う地方自治体がその役割と責任を果たすために自主財源を確保することは不可欠です。そのために、交付税率を引き上げるなど、国がその責任を果たすべきことを強く要求して、討論を終わります。

す。
○委員長(兼科満治君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。
まず、地方税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

○委員(兼科満治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。
朝日君から発言を求められておりますので、これを許します。朝日俊弘君。

○朝日俊弘君 私は、ただいま可決されました地方税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民友連、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、新社会党・平和連合、改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。
一、地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、住民の受益と負担の関係の明確化、国と地方の役割分担、及び中長期的な国と地方の税源配分の在り方を検討し、地方税の充実確保を図ること。この場合、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討すること。
二、法定外普通税の許可制度の廃止や法定外目的税の創設等については、国と地方の関係について地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、速やかにその実現に努めること。
三、地方の法人課税については、税収の安定化、事業に対する応益課税としての税の性格

の明確化等の観点から、事業税の外形標準課税の問題を中心に総合的な検討を進めること。
四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(兼科満治君) ただいま朝日君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(兼科満治君) 全会一致と認めます。
よつて、朝日君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、上杉自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。
○委員長(兼科満治君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(兼科満治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本案の審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
○委員長(兼科満治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(兼科満治君) 次に、地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を議題といたします。
朝日君から発言を求められておりますので、これを許します。朝日俊弘君。

○朝日俊弘君 私は、自由民主党、民友連、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、新社会党・平和連合、改革クラブの各派共同提案による地方財政の拡充強化に関する決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

地方財政の拡充強化に関する決議(案)
現下の厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。
一、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。
二、地方分権の進展に対応し、地方団体の自主性・自立性を高めるため、地方税の充実強化に努めるとともに、安定的な地方税体系を確立すること。
三、地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第六条の三第二項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。

また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通ずることなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。
四、地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

と。
五、少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。
特に、介護保険制度については、円滑な事務が遂行できるよう適切かつ十分な体制整備を図ること。
六、地方行財政の自主性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。
なお、廃止・縮減に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担軽減とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(兼科満治君) ただいまの朝日君提出の決議案の採決を行います。
本決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(兼科満治君) 多数と認めます。よつて、本決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。
ただいまの決議に対し、上杉自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいま御決議のありました事項につきましても、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。
○委員長(兼科満治君) 次に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。上杉国家公安委員会委員長。

○国務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、そ

の提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における風俗環境の変化にかんがみ、風俗営業者に対する規制の合理化を図るための措置を講ずるほか、風俗営業等に関する行われる売春を防止するための規定の整備を行うとともに、無店舗型性風俗特殊営業等に関する広告及び宣伝の方法の制限に関する規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、風俗営業の規制の合理化に関する規定の整備であります。

その一は、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、一定の要件に該当するダンス教授業を風俗営業から除外することとするものであります。

その二は、風俗営業者たる法人の合併の場合におけるその地位の承継及び火災、震災等一定の事由により営業所が滅失した場合における営業制限地域内での営業の再開を認めることができることとするものであります。

その三は、この法律の規定の遵守状況等に関する一定の要件に該当する旨の公安委員会の認定を受けた風俗営業者については、営業所の構造または設備の変更についての事前承認制度を適用せず、事後に届け出書を提出すれば足りること等の特例を設けることとするものであります。

その四は、風俗営業を深夜まで営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内は、午前一時まで風俗営業を営むことができることとするものであります。

第二は、風俗営業等に関して行われる売春事犯等の防止に関する規定の整備であります。

平成十年四月二十一日印刷

者等は、接客従業者について不当に高額の債務を負担させ、旅券を保管する等の拘束的行為をしてはならないこととするものであります。

その三は、接待飲食等営業者等から委託を受けて接客業務を行う接客業務受託営業者は、接客従事者について、ただいま申し上げましたような拘束的行為をしてはならないこととし、接客業務受託営業者がそれに違反した場合等には、公安委員会は、必要な指示または営業の禁止の処分をすることができるとするものであります。

第三は、無店舗型性風俗特殊営業に関する規定の整備であります。

その一は、無店舗型性風俗特殊営業者、すなわち派遣型の性的サービスの提供者及びポルノビデオ等通信販売業者について、公安委員会に対する届け出を義務づけるとともに、人の住居にピラ等を配ること、年少者を客とすること等を規制することとするものであります。

その二は、無店舗型性風俗特殊営業者がこの法律に違反した場合等には、公安委員会は、必要な指示または営業の禁止の処分をすることができるとするものであります。

第四は、映像送信型性風俗特殊営業に関する規定の整備であります。

その一は、映像送信型性風俗特殊営業者、すなわちポルノ映像をインターネット等を用いて客に伝達する営業者について、公安委員会に対する届け出を義務づけるとともに、年少者を客とすること、客が年少者でない旨の証明を受けないでその客に映像を伝達すること等を規制することとするものであります。

その二は、映像送信型性風俗特殊営業者がこの法律に違反した場合等には、公安委員会は、必要な指示または年少者の利用を防止するための命令をすることができるとするものであります。

その三は、インターネット接続業者等のサーバーコンピュータを設置者に関し、そのサーバーコンピュータを利用する映像送信型性風俗特殊営業者がわいせつな映像を送信することを防止す

るため、所要の規定を整備することとするものであります。

なお、現行の風俗関連営業を店舗型性風俗特殊営業とし、無店舗型性風俗特殊営業及び映像送信型性風俗特殊営業とあわせて性風俗特殊営業と呼ぶこととしております。

その他、罰則について罰金額を引き上げる等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、風俗営業の規制の合理化に関する規定の一部については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とし、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(栗科満治君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、軽油引取税増税分の延長措置反対に関する請願(第八九九号)

第八九九号 平成十年三月十八日受理

軽油引取税増税分の延長措置反対に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐織町洲高二の割三ノ四ノ五 祖父江啓一外九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

平成十年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局